

# 京丹波町公共施設等総合管理計画

平成29年3月



京丹波町  
KYOTAMBA TOWN

## 目次

第1章	はじめに	1
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通し	3
第3章	現状や課題を踏まえた基本目標の設定	17
第4章	施設の管理に係る基本的な方針	21
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	25

# 第1章 はじめに

## 1 公共施設等総合管理計画の目的

京丹波町は、平成17年に丹波町、瑞穂町及び和知町の3町の合併により誕生し、合併前の旧町において、昭和50年代頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として整備された、多数の公共建築物及びインフラ資産（以下「公共施設等」という。）を保有することとなりました。

これらの公共施設等は、合併にあたって一定の整理を行ったものの、現在でも本町と同等規模の自治体と比較して非常に多くの施設を有しており、多額の管理運営費を要することから、適切に対応していく必要があります。

また、過去に整備された公共施設等が大量に更新時期を迎えることへの対応は、本町だけでなく、全国的な課題となっています。本町の保有する公共建築物の約6割が建設後20年以上経過しており、それらの施設は老朽化の進行により順次更新時期を迎えます。下水道施設等のインフラ資産についても、過去に集中して整備してきた結果、一斉に更新時期を迎えることになり、これらの公共施設等の更新費用は、今後大きな財政負担となってきます。

しかしながら、合併に伴う普通交付税の合併算定替の終了や、人口減少と少子化・高齢化の進行に伴う税収減と扶助費の増加等により、今後厳しい局面を迎える本町の財政状況では、これら公共施設等を現状のまま維持していくことは非常に困難となっています。

さらに、人口構造の変化による公共施設等の需要の変化に対応するため、今後の公共施設等によるサービス提供のあり方についても検討していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、将来の公共施設等の需要に対応した施設機能を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図ることを目的として、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、京丹波町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画に掲げる基本方針等を通じて、町民や利用者に安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、持続可能な財政運営を目指していきます。

## 2 京丹波町の概要

京丹波町は、丹波町、瑞穂町及び和知町の3町が平成17年10月11日に合併し誕生しました。

京都府のほぼ中央部にあたる丹波高原の由良川水系上流部に位置し、東は南丹市に、西は福知山市に、北は綾部市に、南は南丹市及び兵庫県篠山市に接しています。

丹波高原にあって、長老ヶ岳（917m）のほか標高400mから600mの山々に囲まれ、南側の山地は分水れいの一部を成しています。

面積303.09平方キロメートルの農山村で、このうち約83%を森林が占め、この間を縫って耕地が広がり、集落が点在しています。

古くから、都と丹後・山陰地方を結ぶ交通の要衝として栄え、現在も京都縦貫自動車道（京都丹波道路）やJR山陰本線をはじめ、国道9号、27号、173号などが交わり、京阪神など大都市圏へ1時間台で移動できるなど、比較的交通環境に恵まれた地域です。



### 3 計画期間

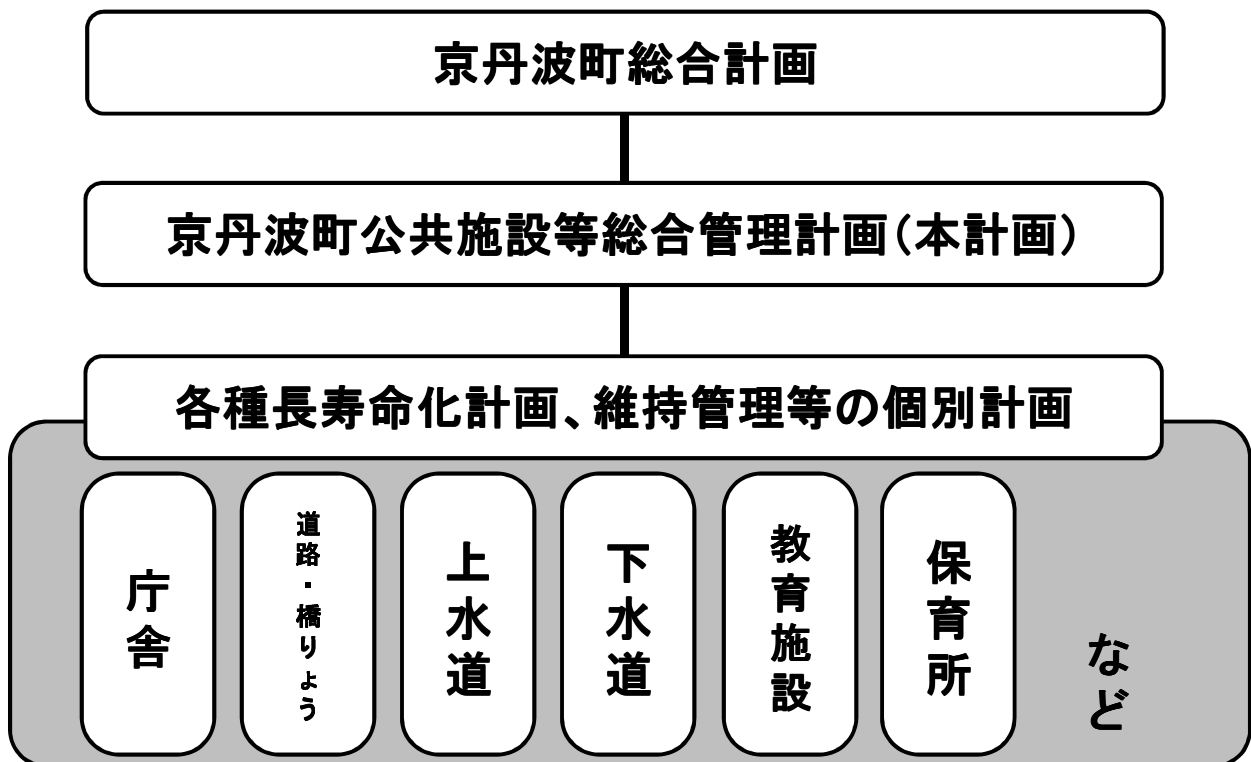
計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、平成29年度から平成58年度までの30年間とします。ただし、計画期間内であっても、状況の変化等必要に応じて適宜見直すものとします。

### 4 計画の位置付け

本計画は、平成26年4月22日に総務省が策定した、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定するものです。

本町における計画体系としては、京丹波町総合計画に基づき、公共施設等の管理における基本方針を定めるものとし、庁舎・道路・上下水道などの各施設群における計画（個別計画）の上位計画として位置付けることとします。（図1 計画体系）

図1 計画体系



#### 【個別計画の策定状況】

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| ○道路（舗装）長寿命化修繕計画 | 平成26年度～平成30年度                  |
| ○橋梁長寿命化修繕計画     | 50年間                           |
| ○公営住宅長寿命化計画     | 平成25年度～平成34年度<br>※平成29年度 見直し予定 |

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1 計画の範囲と公共施設等の分類

本計画の適用範囲は、本町が保有する全ての公共施設等とします。

本計画では、一般財団法人地域総合整備財団が提供している公共施設更新費用試算ソフトでの用途分類を参考に、公共施設等を表1のとおり分類します。

表1 公共施設等の分類

区分	分類			施設数	延床面積 (㎡)	
	大分類	中分類	小分類			
公共建築物	文化系施設	集会施設	ホール・公民館	6	7,675	
			その他	1	279	
	社会教育系施設	博物館等	資料館・文化財施設	3	572	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	運動施設	21	5,508	
			レクリエーション施設・観光施設	10	10,103	
	産業系施設	産業系施設	農林振興施設	30	8,218	
	学校教育系施設	学校	小学校	5	22,991	
			中学校	3	15,225	
		その他教育施設	給食センター	1	401	
			その他	2	1,141	
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	幼稚園	1	1,339	
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉センター	2	395	
			介護老人保健施設	1	623	
		障害福祉施設	共同作業所	2	596	
		保健施設	保健センター	2	3,901	
	医療施設	医療施設	病院・診療所	4	6,025	
	行政系施設	庁舎等	本庁舎	1	1,872	
			支所	2	4,140	
		消防施設	非常備消防施設	20	1,822	
			その他行政系施設	ケーブルテレビ施設	2	772
				町営バス運行事業施設	3	909
				環境衛生施設	2	352
	集会施設	36		10,947		
公営住宅	公営住宅	公営住宅	19	12,669		
公園	公園	公園施設	2	68		
その他	その他	駐車場・駐輪場	4	130		
		公衆便所	3	36		
		その他	5	1,190		
		普通財産	32	17,497		
合計				229	142,172	

区分	分類			施設数	延長・面積
	大分類	中分類	小分類		
インフラ施設	道路・橋りょう	町道	-	702	387,670m
		橋りょう	-	371	4,759m
	林道	林道	-	122	168,494m
		橋りょう	-	78	504m
	河川	準用河川	-	95	95,575m
	公園	公園	-	2	34,568㎡
	上水道施設	導水管・送水管・配水管	-	-	507,098m
		上水道施設	浄水処理施設等	77	5,563㎡
	下水道施設	下水管	-	-	188,038m
		下水道施設	下水処理施設等	20	2,284㎡

※大分類・中分類は、一般財団法人地域総合整備財団が提供している公共施設更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、同ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に計上しています。

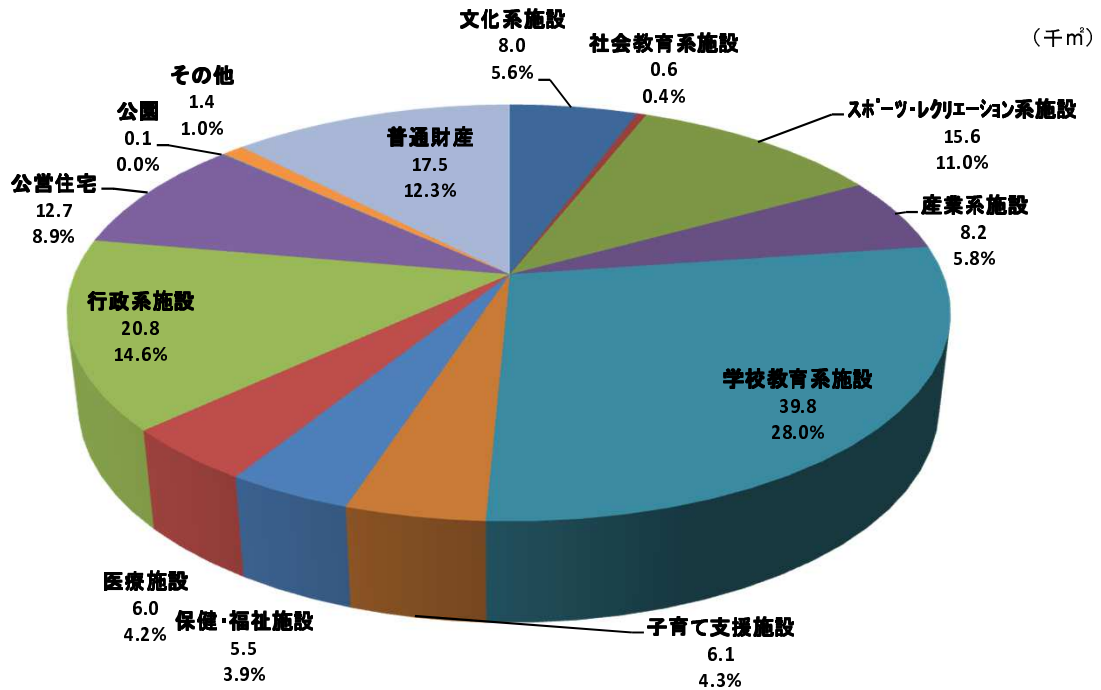
※公園（都市公園）は、公共建築物とインフラ施設にそれぞれ計上しています。

## 2 公共建築物の現況

本町の公共建築物の用途別の内訳は図2のとおりです。

学校教育系施設が約39,800㎡（28.0%）と最も多く、次いで行政系施設が約20,800㎡（14.6%）、スポーツ・レクリエーション系施設が約15,600㎡（11.0%）、公営住宅が約12,700㎡（8.9%）の順となっています。

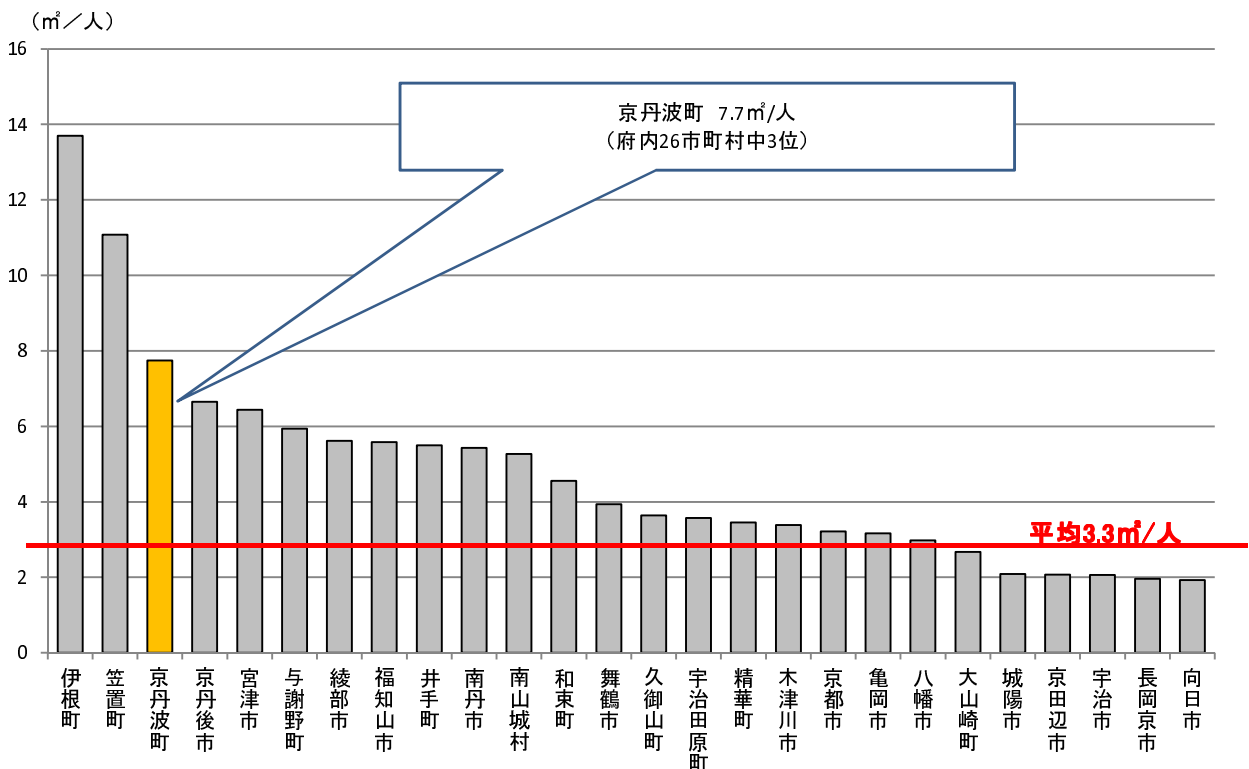
図2 公共建築物の用途別延床面積の内訳



※数値は四捨五入のため、100%とならない場合があります。

1人あたりの公共施設面積は7.7㎡/人で、合併にあたって一定の整理を行ってはいらぬものの、旧町の財産を引き継いだ結果、府内市町村平均に比べ保有量が多い状況です。

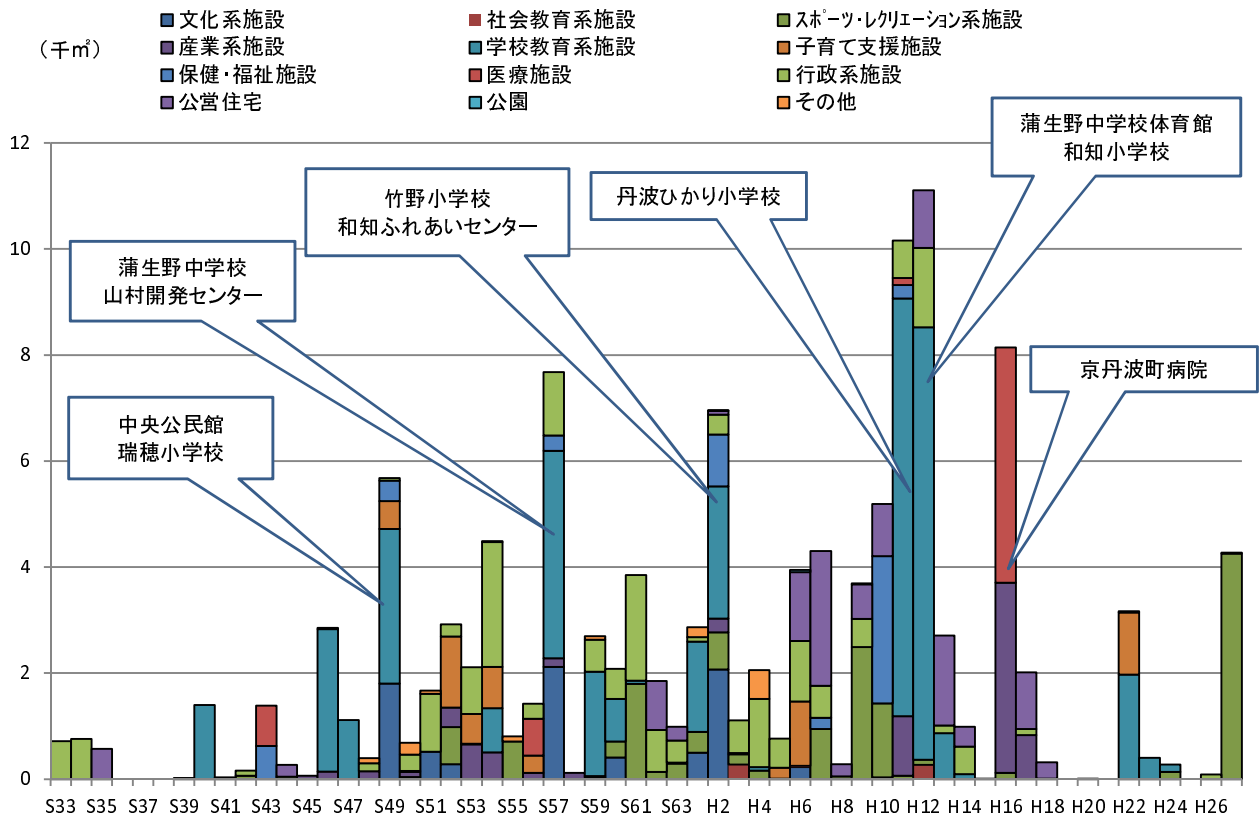
図3 公共施設面積府内市町村比較（一人あたり延面積）



【出典】 公共施設面積：平成25年度公共施設状況調査行政財産建物延面積による  
人口：平成22年国勢調査による

公共建築物の昭和33年度以後の建築年度別の状況は、図4のとおりです。  
 学校等の整備を行った年度に、延床面積が大きく増大しています。  
 昭和50年代頃から多くの施設が整備されており、これら施設の老朽化に合わせて今後施設の維持補修や更新等に多額の費用が必要となることが見込まれます。

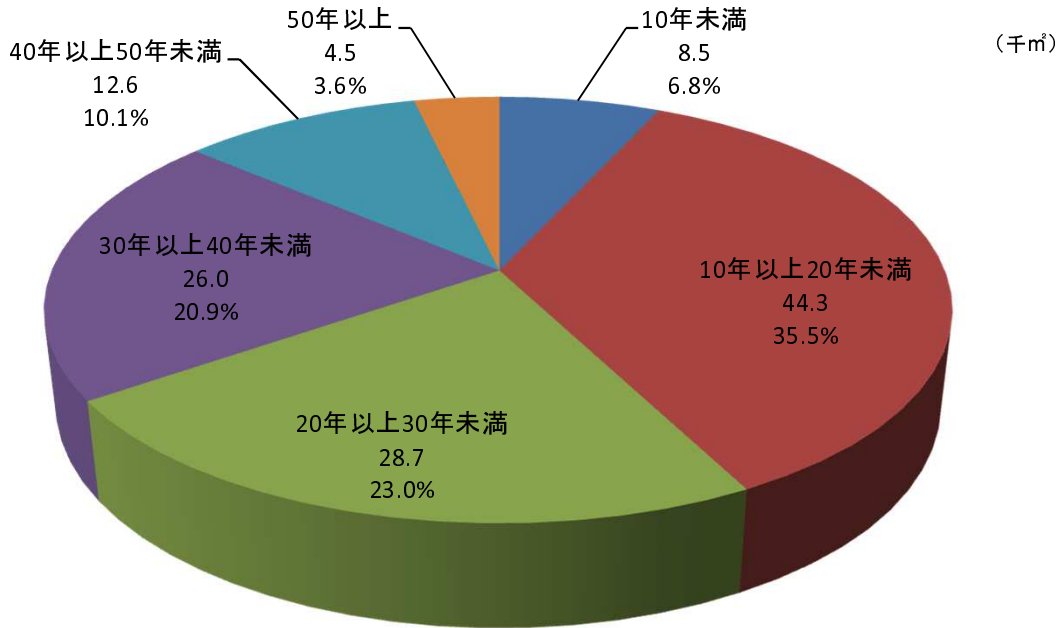
図4 公共建築物の建築年度別延床面積の状況（昭和33年度～）



※その他の施設（普通財産）は除いています。

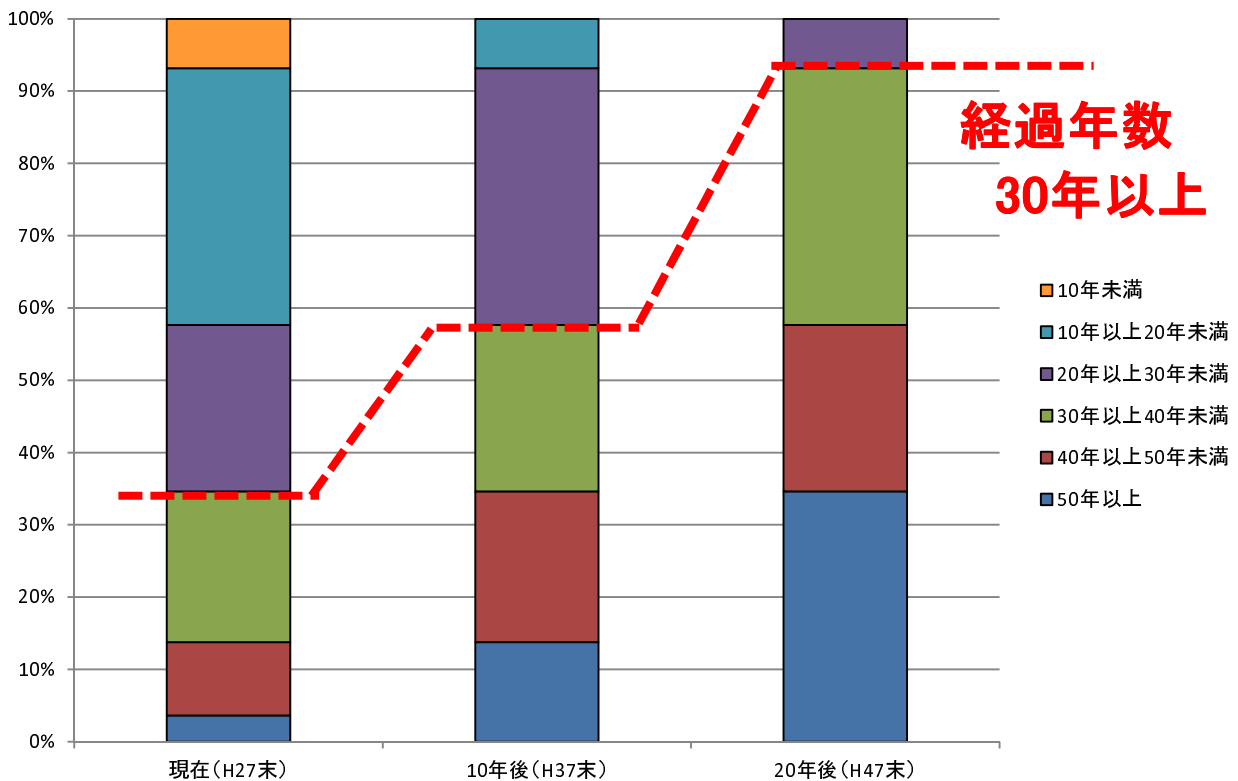
公共建築物の整備からの経過年数の割合は、図5のとおりです。整備から30年以上経過した割合が34.6%、20年以上経過した割合が57.6%となっており、老朽化が進んでいる状況にあります。図6のとおり、10年後の平成37年度末頃には整備から30年以上経過した割合が50%を超える見通しであり、今後は老朽化の割合がさらに増加することが予想され、これらの維持補修や施設の更新等に多額の費用が必要となることが見込まれます。

図5 公共建築物の経過年数別延床面積の割合



※その他の施設（普通財産）は除いています。

図6 公共建築物の経過年数ごとの延床面積の割合の推移



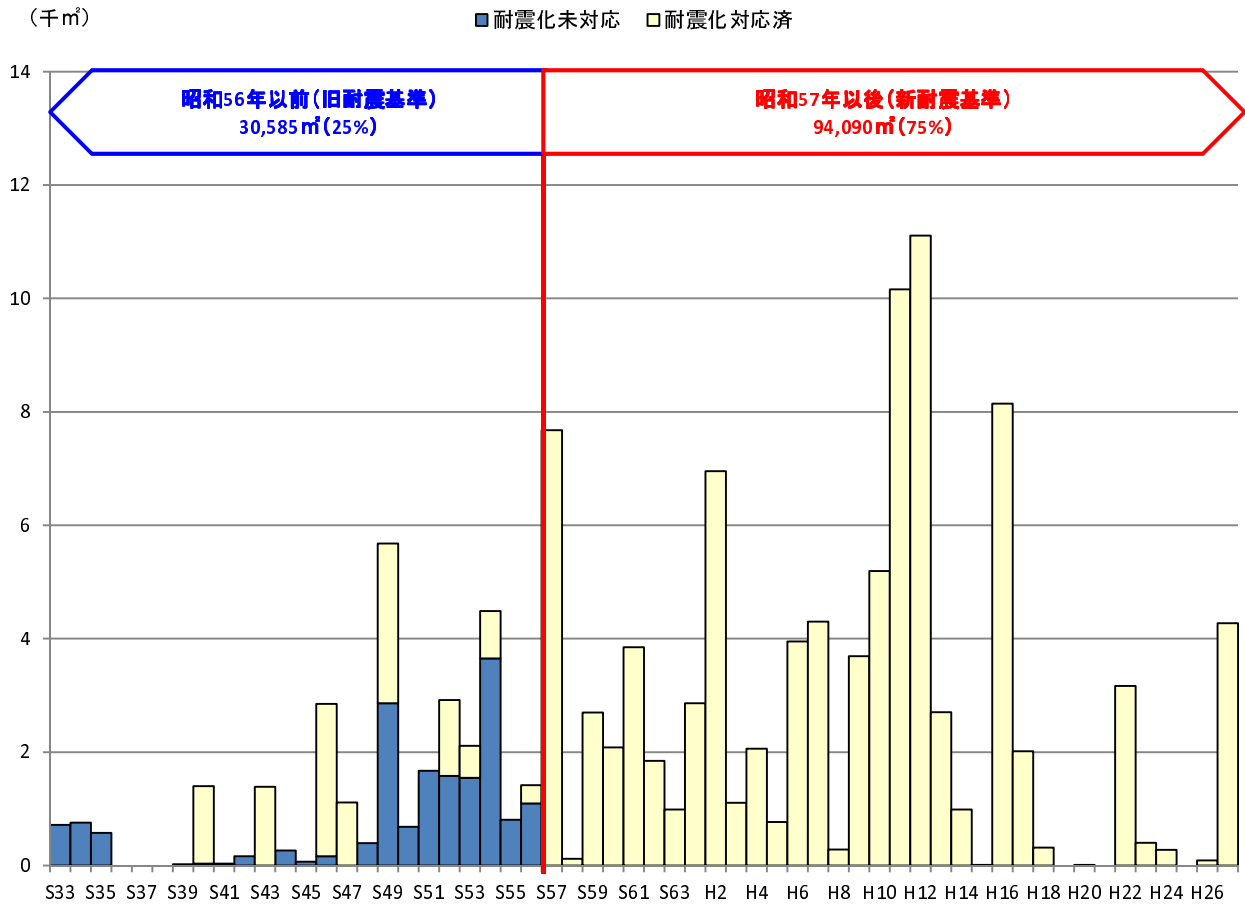


公共建築物の耐震化の状況は、図7のとおりです。

公共建築物のうち、約25%が昭和56年以前の旧耐震基準に基づき整備された建築物、約75%が昭和57年以後の新耐震基準に基づき整備された建築物となります。昭和56年以前の旧耐震基準に基づく建築物については、学校施設及び保育所のみ耐震対応を実施いたしました。未対応の施設は、建築物全体の15%を占めています。

これら未対応の施設のうち、防災対策上緊急性の高い施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を今後検討していく必要があります。

図7 公共建築物の耐震化の状況（昭和33年度～）



※その他の施設（普通財産）は除いています。

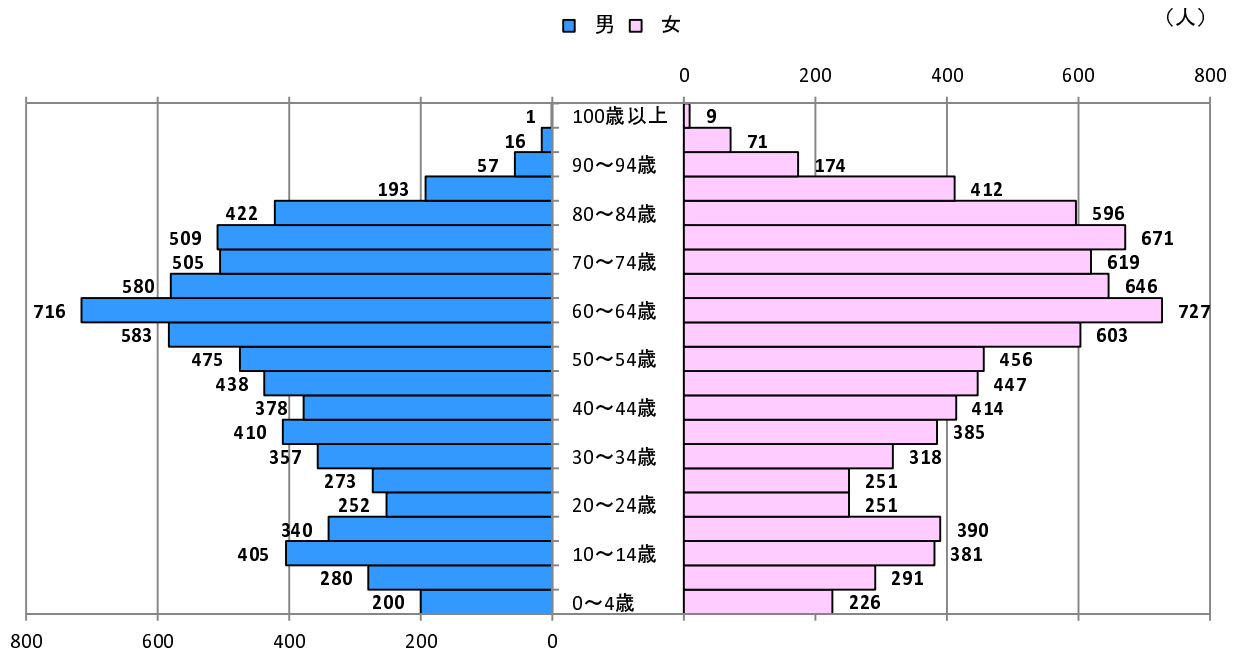
### 3 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本町の5歳階級別男女別人口構成は、図8のとおりです。男女とも60～64歳の区分が最も多く、年齢階級が下がるにつれて、急激に減少しています。

国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」による人口の推移は図9のとおりです。

人口は、昭和30年の約25,600人から減少を続けており、平成52年頃には半分以下の約9,200人まで減少する見込であり、特に年少人口と生産人口が著しく減少することが見込まれます。老年人口については、当面は増加するものの、平成32年以後は減少に転じることが見込まれます。

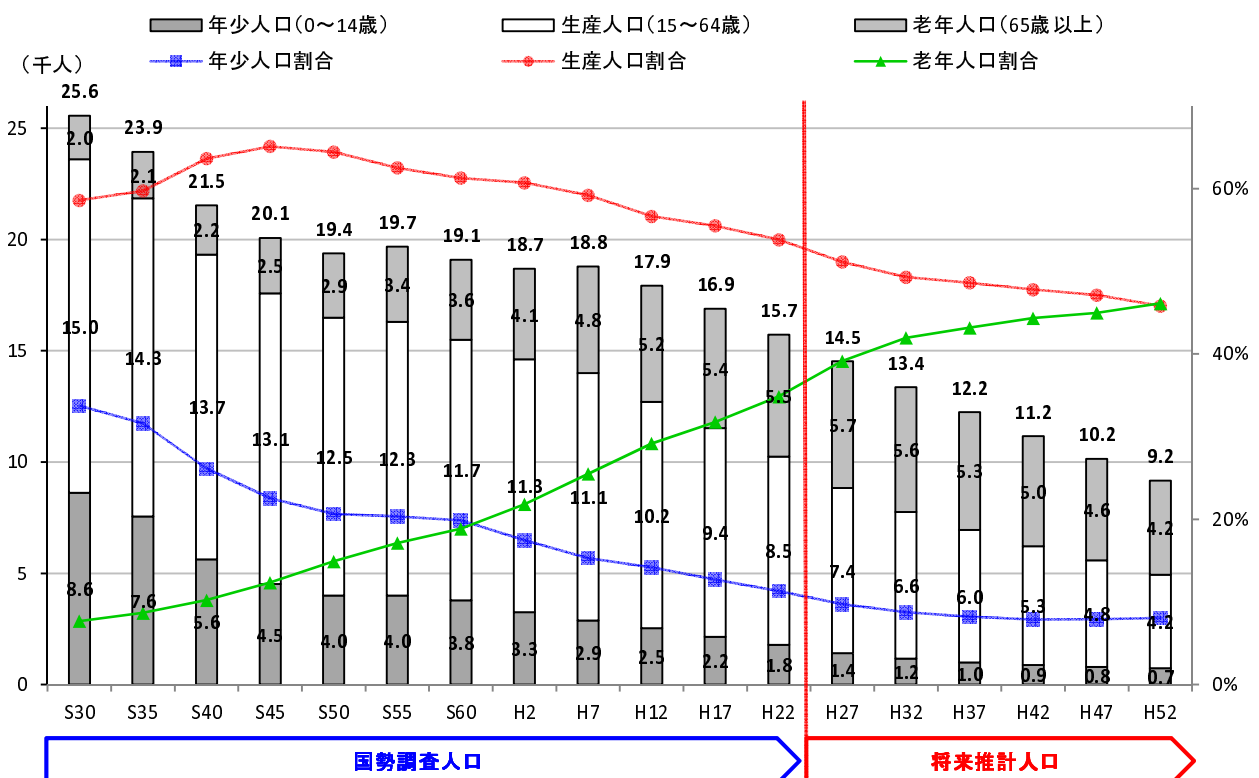
図8 5歳階級別男女別人口構成



※年齢不詳を除く。

【出典】国勢調査（平成22年）による

図9 人口の推移と将来の見通し

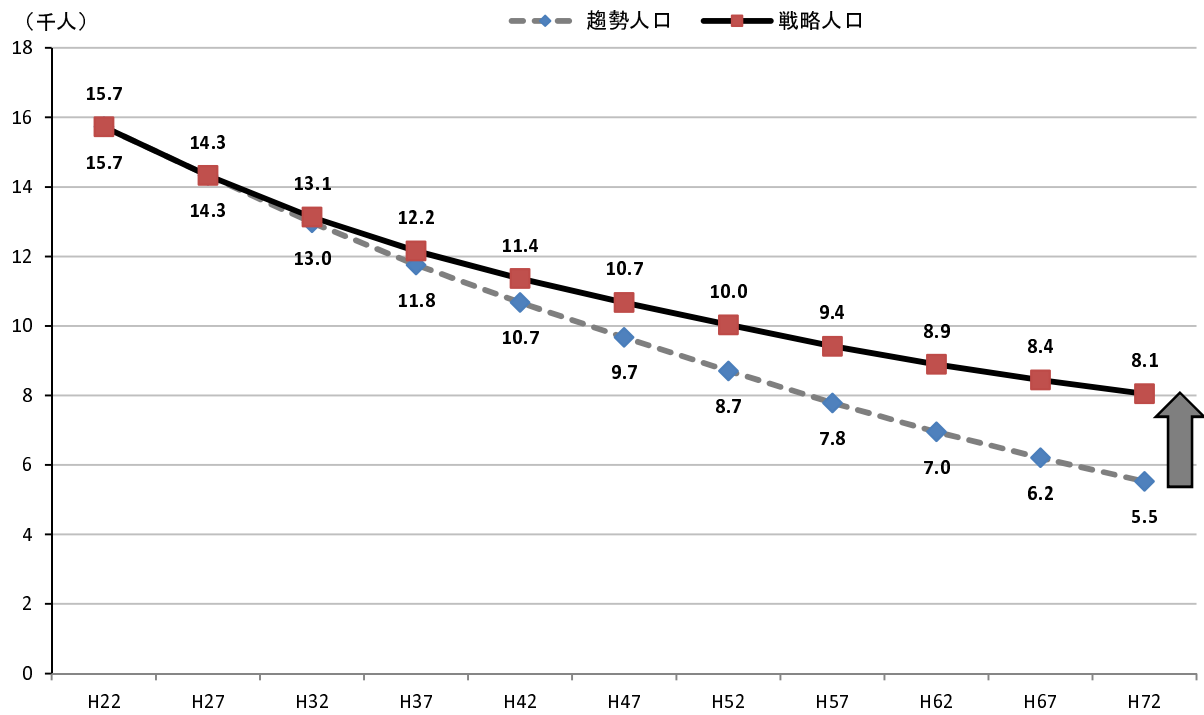


【出典】国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所のデータによる

平成27年度に策定された「京丹波町人口ビジョン」においては、少子化・高齢化、転出超過といった本町の人口問題に対して、長期的視点から取り組むことにより、平成52年（2040年）において10,000人程度、平成72年（2060年）において8,100人程度の人口規模を目指すこととしています。

人口ビジョンの目標を達成してもなお、人口は大きな減少が見込まれます。

図10 戦略人口の推移



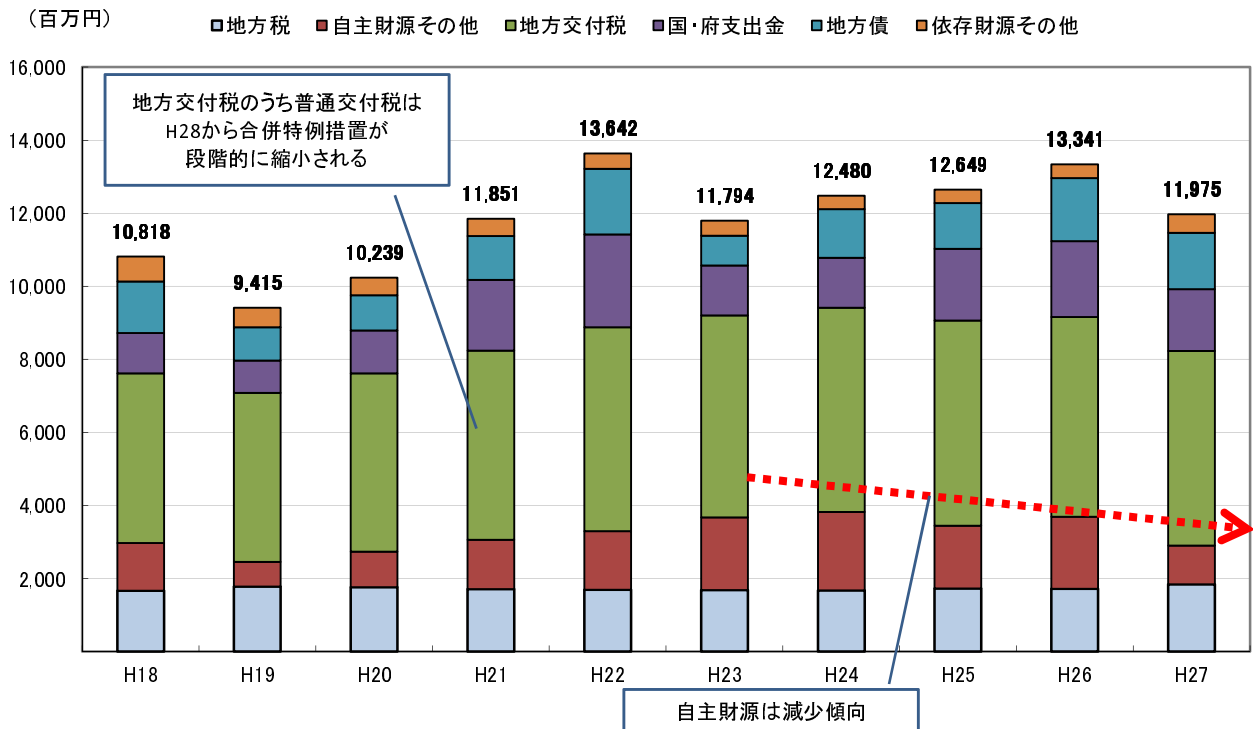
【出典】京丹波町人口ビジョンによる

#### 4 財政の状況についての今後の見通し

本町の普通会計の決算額は、ケーブルテレビ拡張整備事業や道の駅京丹波味夢の里整備事業等の投資的事業実施の影響等により、歳入・歳出とも年度によって大きく増減しています。

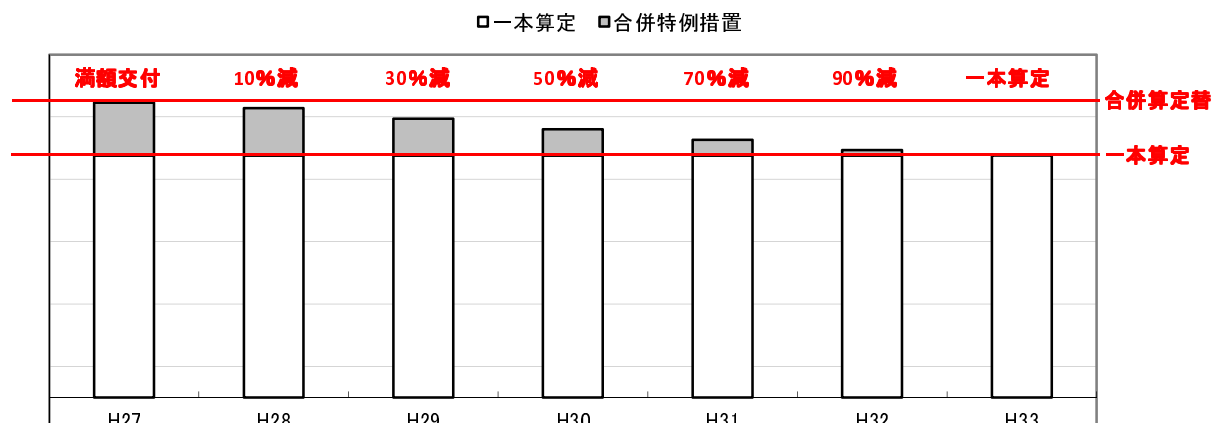
歳入につきましては、自主財源の割合が約2割であり、大部分を依存財源が占めています。とりわけ地方交付税は、歳入の4割強を占めており、地方交付税に頼らざるを得ない財政状況となっていますが、地方交付税の大部分を占める普通交付税の合併特例措置が平成28年度から5年間で段階的に縮減されることから、今後は極めて厳しい財政状況を迎えることとなります。

図11 歳入決算額の推移（普通会計）



【出典】 地方財政状況調査による

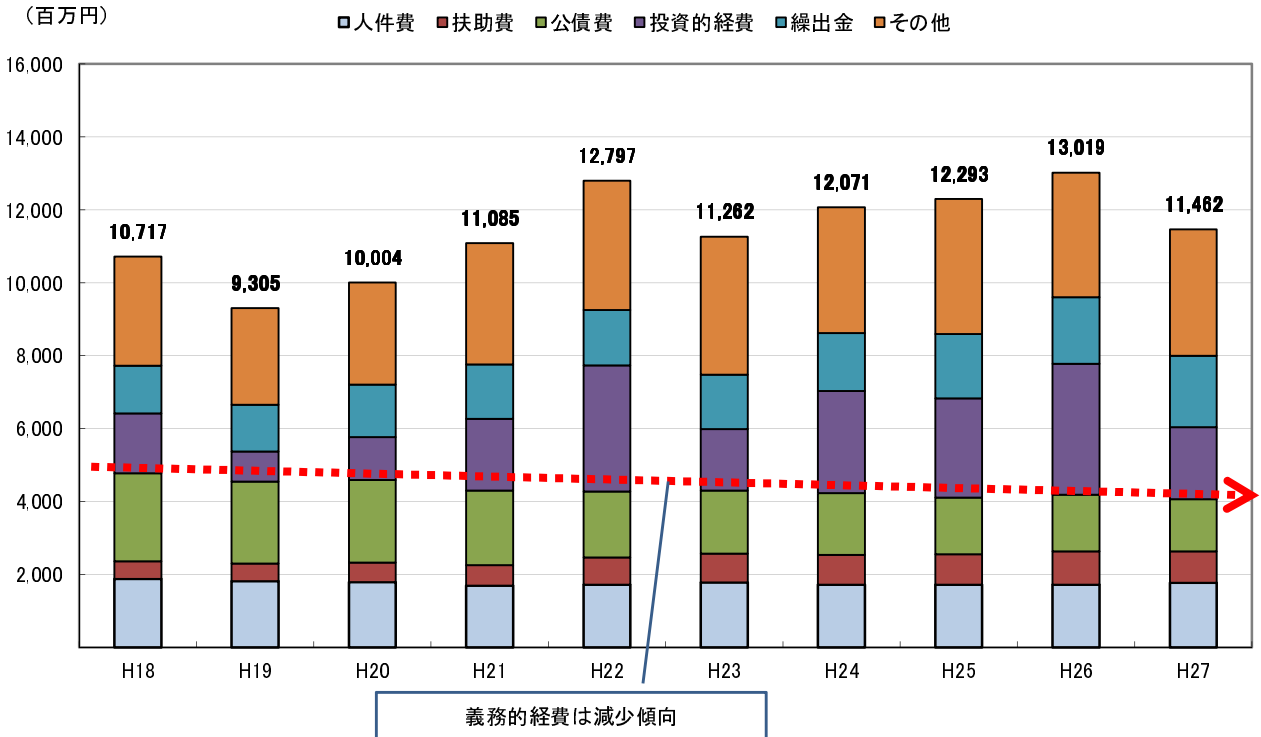
図12 普通交付税合併特例措置の段階的縮減（イメージ）



歳出につきましては、総額は投資的経費の影響により年度毎に大きく増減しており、特に平成22年度はケーブルテレビ拡張整備事業、平成24年度から平成27年度は道の駅京丹波味夢の里整備事業を実施した影響等により、総額が大きく増加しています。

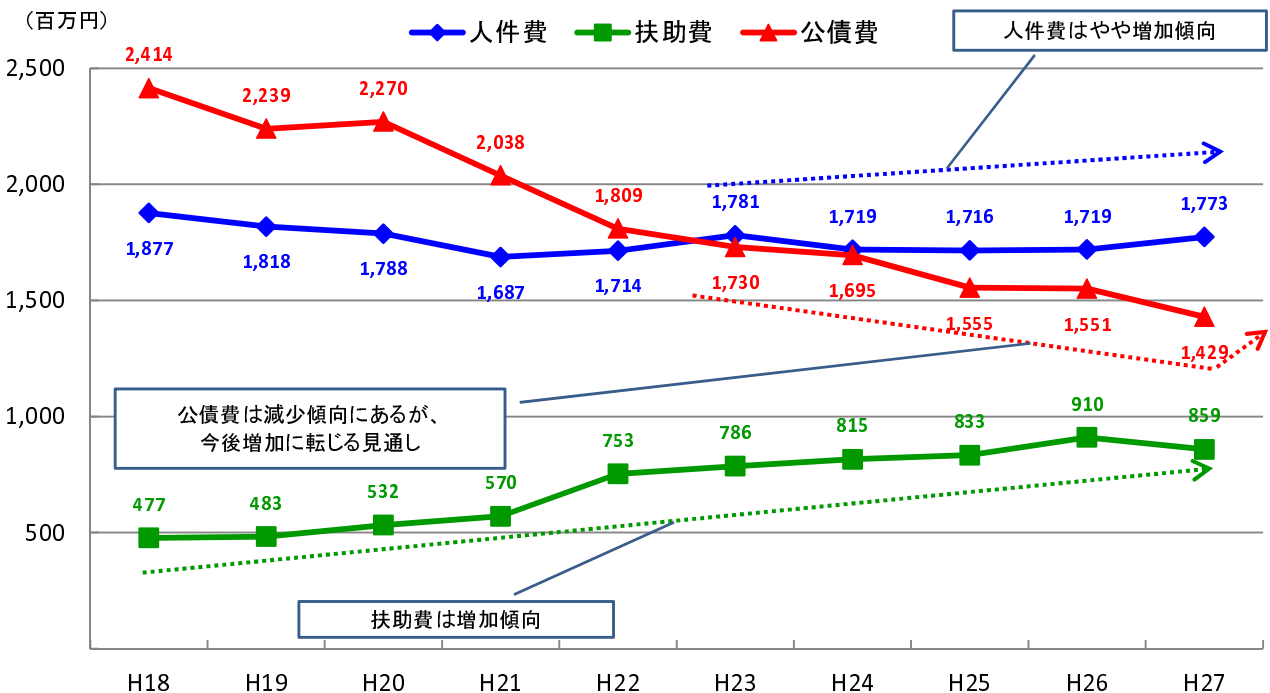
義務的経費は合併以後減少傾向となっていますが、これは主に公債費の減少によるものです。人件費は合併以後の職員数の減少に伴い、一定削減されましたが、平成21年度を境にやや増加傾向に転じており、また扶助費は合併以後増加傾向にあります。今後は公債費につきましても、大型投資事業実施に伴う起債償還の開始等により増加に転じることは避けられない見込みです。

図13 歳出決算額の推移（普通会計）



【出典】 地方財政状況調査による

図14 義務的経費の推移（普通会計）



【出典】 地方財政状況調査による

平成27年9月に変更を行った市町村建設計画（新町まちづくり計画）（※）において、平成37年度までの普通会計の歳入と歳出の見通しは表2のとおりとなっています。

普通交付税合併算定替の段階的縮減により、財政見通しは非常に厳しい状況となることから、経常経費の削減と併せて、普通建設事業費等の投資的経費についても抑制を図る計画としています。

このような厳しい財政見通しの中で、財政の健全性を維持しながら、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費を安定的に確保していく必要があります。

※市町村建設計画（新町まちづくり計画）：「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく市町村建設計画

表2 財政計画

【歳入】

(百万円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
地方税	1,585	1,585	1,543	1,543	1,543	1,503	1,503	1,503	1,465	1,465
地方譲与税	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
各種交付金	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
地方交付税	5,323	5,159	4,955	4,853	4,661	4,542	4,520	4,466	4,465	4,431
分担金・負担金	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
使用料・手数料	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371
国・府支出金	1,420	1,409	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403
財産収入	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
寄付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰入金	26	29	28	28	199	334	271	227	205	153
繰越金	61	411	460	346	88	0	0	0	0	0
諸収入	174	172	171	171	171	171	171	171	171	171
地方債	1,116	1,106	1,096	1,087	1,077	812	812	812	812	812
合計	10,626	10,792	10,577	10,352	10,063	9,686	9,601	9,503	9,442	9,356

【歳出】

(百万円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
人件費	1,772	1,756	1,740	1,726	1,713	1,704	1,699	1,699	1,699	1,699
扶助費	862	877	893	893	893	893	893	893	893	893
公債費	1,374	1,464	1,474	1,599	1,575	1,602	1,585	1,527	1,514	1,464
物件費	1,279	1,225	1,186	1,161	1,148	1,136	1,124	1,112	1,100	1,100
維持補修費	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
補助費等	1,425	1,405	1,384	1,364	1,345	1,326	1,309	1,292	1,275	1,259
投資・出資・貸付金	122	109	60	63	64	42	43	44	45	46
積立金	36	211	236	179	50	6	6	6	6	6
繰出金	1,918	1,924	1,950	1,970	1,967	1,949	1,914	1,903	1,883	1,862
投資的経費	1,418	1,352	1,299	1,299	1,299	1,019	1,019	1,019	1,019	1,019
合計	10,215	10,332	10,231	10,263	10,063	9,686	9,601	9,503	9,442	9,356

【出典】新町まちづくり計画による

## 5 公共施設等に係る将来の更新等費用の推計

本町が保有する公共施設等について、その更新等の費用が将来の財政運営に及ぼす影響を把握するため、平成28年度から平成67年度までの40年間分の更新費用等の推計を行いました。

推計にあたっては、一般財団法人地域総合整備財団が提供している公共施設等更新費用試算ソフト（以下「試算ソフト」という。）を用いました。

### 推計方法

- 更新等費用推計の対象とする公共施設等は、公共建築物及び、道路・橋りょう、上水道施設、下水道施設のインフラ施設とします。試算ソフト仕様書によると、これらの投資額は、市町村の行政投資額の約9割を占めていることから、これらを対象とすることで将来必要な更新費用を概ね把握することができると考えられるためです。
- 公共建築物については、更新年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じて算出しました。
- 公共施設等のうち、普通財産については、更新等の見込がないものと考えられることから、推計には含んでいません。
- インフラ資産については、整備延長（面積）を更新年数で除して1年間の更新量を推計し、これに更新単価を乗じることにより算出しました。
- 更新等費用の比較基準については、過去5年間（平成23年度～27年度）の公共建築物及びインフラ資産にかかった施設整備費としました。

### 耐用年数・更新の考え方

公共建築物	60年で建替え（30年で大規模改修）
道路	15年で舗装の打換え
橋りょう	60年で更新
上水道	40年で更新 （処理施設部分は公共施設に準じる）
下水道	50年で更新 （処理施設部分は公共施設に準じる）

### 更新単価

- 更新単価については、試算ソフトの初期設定額を基礎とし、町の直近の工事費用等を踏まえ設定しました。

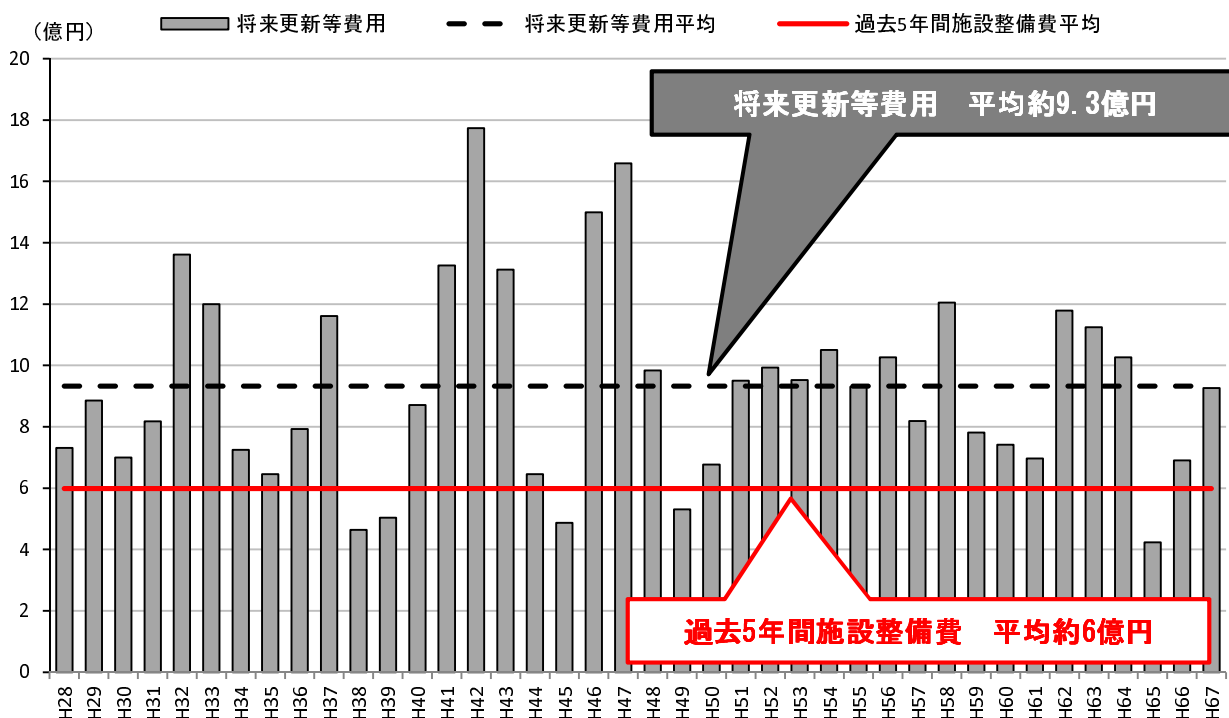
区分	施設分類	更新単価	大規模改修単価
公共建築物	文化系施設	32万円/㎡	20万円/㎡
	社会教育系施設	32万円/㎡	20万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	29万円/㎡	16万円/㎡
	産業系施設	32万円/㎡	20万円/㎡
	学校教育系施設	27万円/㎡	14万円/㎡
	子育て支援施設	27万円/㎡	14万円/㎡
	保健・福祉施設	29万円/㎡	16万円/㎡
	医療施設	32万円/㎡	20万円/㎡
	行政系施設	32万円/㎡	20万円/㎡
	公営住宅	23万円/㎡	14万円/㎡
	公園	27万円/㎡	14万円/㎡
	その他	29万円/㎡	16万円/㎡

区分		更新単価	
道路	一般道路	4,700円/㎡	
	自転車歩行者道	2,700円/㎡	
橋りょう		448千円/㎡	
上水道	導水管	300mm未満	100千円/m
		300～500mm未満	114千円/m
		500～1000mm未満	161千円/m
	配水管	300mm未満	100千円/m
		300～500mm未満	114千円/m
		50mm以下	97千円/m
		75mm以下	97千円/m
		100mm以下	97千円/m
		125mm以下	97千円/m
		150mm以下	97千円/m
		200mm以下	100千円/m
		250mm以下	103千円/m
300mm以下	106千円/m		
350mm以下	111千円/m		
（処理施設部分は公共建築物に準じる）		-	
下水道	下水管	124千円/m	
	（処理施設部分は公共建築物に準じる）	-	

## (1) 公共建築物

現在の公共建築物をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約373億円、年平均では約9億3千万円が必要と推計されます。過去5年間（平成23年度～27年度）の公共建築物にかかった施設整備費（年平均約6億円）を比較基準とすると、年平均約3億3千万円が不足することになります。

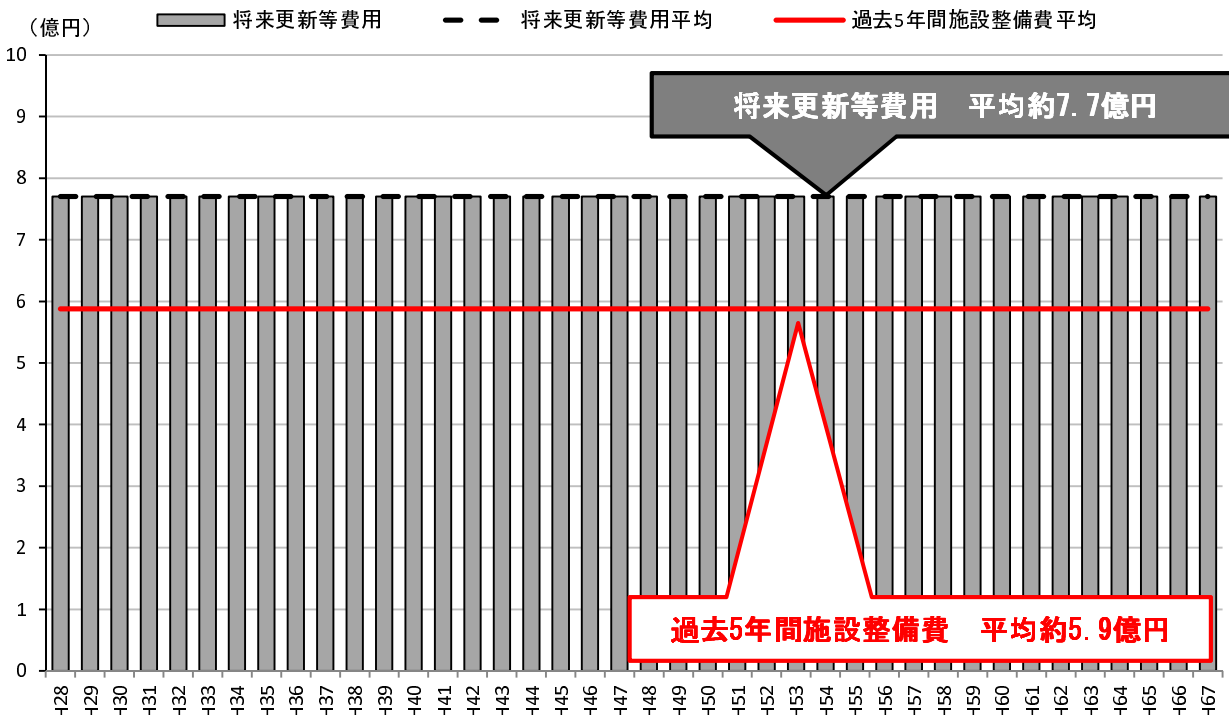
図15 公共建築物の将来更新等費用推計



## (2) 道路・橋りょう

現在の道路・橋りょうをそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約308億円、年平均では約7億7千万円が必要と推計されます。過去5年間（平成23年度～27年度）の道路・橋りょうにかかった施設整備費（年平均約5億9千万円）を比較基準とすると、年平均約1億8千万円が不足することになります。

図16 道路・橋りょうの将来更新等費用推計

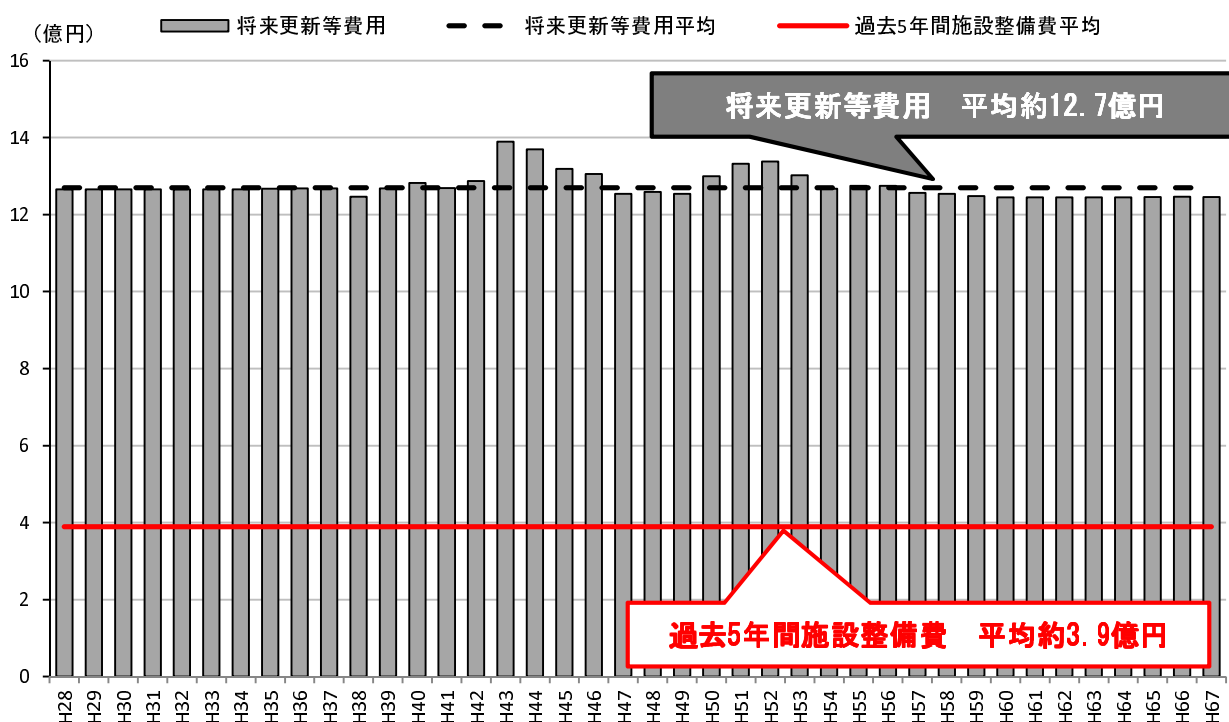




### (3) 上水道施設

現在の下水道施設をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約510億円、年平均では約12億7千万円が必要と推計されます。過去5年間（平成23年度～27年度）の下水道にかかった施設整備費（年平均約3億9千万円）を比較基準とすると、年平均約8億8千万円が不足することになります。

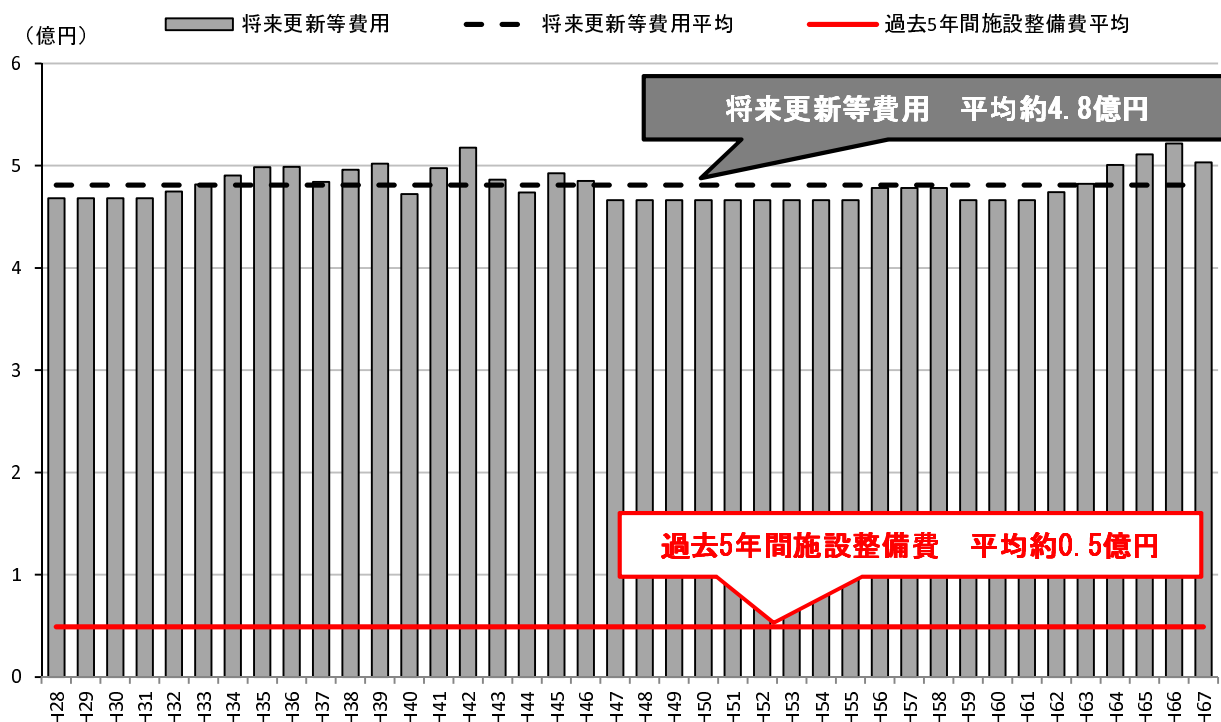
図17 上水道施設の将来更新等費用推計



### (4) 下水道施設

現在の下水道施設をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約192億円、年平均では約4億8千万円が必要と推計されます。過去5年間（平成23年度～27年度）の下水道にかかった施設整備費（年平均約0.5千万円）を比較基準とすると、年平均約4億3千万円が不足することになります。

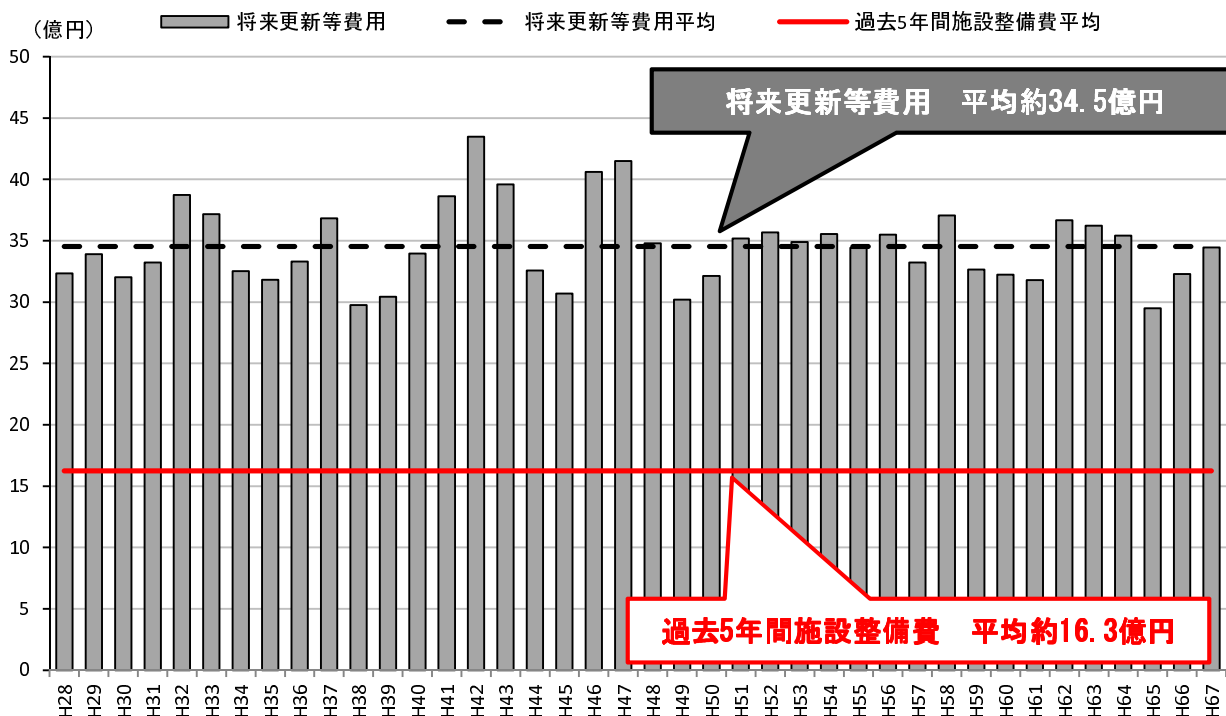
図18 下水道施設の将来更新等費用推計



(5) 公共施設等（全体）

現在の公共施設等をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約1,383億円、年平均では約34億5千万円が必要と推計されます。過去5年間（平成23年度～27年度）の公共施設等にかかった施設整備費（年平均約16億3千万円）を比較基準とすると、年平均約18億2千万円が不足することになります。

図19 公共施設等（全体）の将来更新等費用推計



## 第3章 現状や課題を踏まえた基本目標の設定

### 1 現状や課題に対する基本認識

現在の公共施設等をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約1,383億円、年平均では約34億5千万円が必要と推計されます。過去5年間の公共施設等にかかった施設整備費を比較基準とすると、年平均約18億2千万円が不足するという試算になります。

表3 公共施設等の将来更新等費用推計

	将来更新等 費用平均	過去5年間 施設整備費平均	不足額
公共建築物	約9億3千万円	約6億円	約3億3千万円
道路・橋りょう	約7億7千万円	約5億9千万円	約1億8千万円
上水道	約12億7千万円	約3億9千万円	約8億8千万円
下水道	約4億8千万円	約5千万円	約4億3千万円
合計	約34億5千万円	約16億3千万円	約18億2千万円

現在、本町の抱える公共施設等は、「第2章 2 公共建築物の現況」で示したとおり、整備から20年以上経過した割合が50%を超え、その多くで老朽化が進展しており、また、合併にあたって一定の整理を行ってはいるものの、現在でも本町と同等規模の自治体と比較して非常に多くの施設を有している状況です。これら公共施設については、今後施設の維持補修や更新等に多額の費用が必要となると考えられ、本町の財政状況から多額の費用の不足が見込まれることから、現在の施設全てを維持していくことは困難と考えられます。

一方で、「第2章 3 総人口や年代別人口についての今後の見通し」で示したように、本町の人口は、平成22年の約15,700人から平成52年には10,000人を割り込むと予測されています。人口減少と少子化・高齢化の進行により、公共施設・公共サービスに対する住民ニーズが変化していくことから、これに適切に対応し、施設のあり方を検討していく必要があります。

これら諸課題に対応し、公共施設等を総合的に管理・調整し、施設の統廃合等により総量の抑制を図りながら、計画的な維持管理等を行っていく必要があります。

ただし、本町のような比較的広大な面積を持つ過疎地域においては、近隣に同種施設が無い場合が多く、これら「地域における唯一の施設」のあり方の検討に際しては、公共サービス水準の維持や住民との合意形成に十分な配慮が必要となります。

### 2 基本目標の設定

公共施設等に係る将来の更新等費用の推計等の課題を踏まえ、本町の公共施設等の総合的な管理における目標を次のとおり設定します。

#### (1) 公共建築物

図20ケース①のとおり、現在の公共建築物をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約373億円、年平均では約9億3千万円が必要と推計されます。過去5年間の公共建築物にかかった施設整備費を比較基準とすると、年平均約3億3千万円が不足するという試算になります。

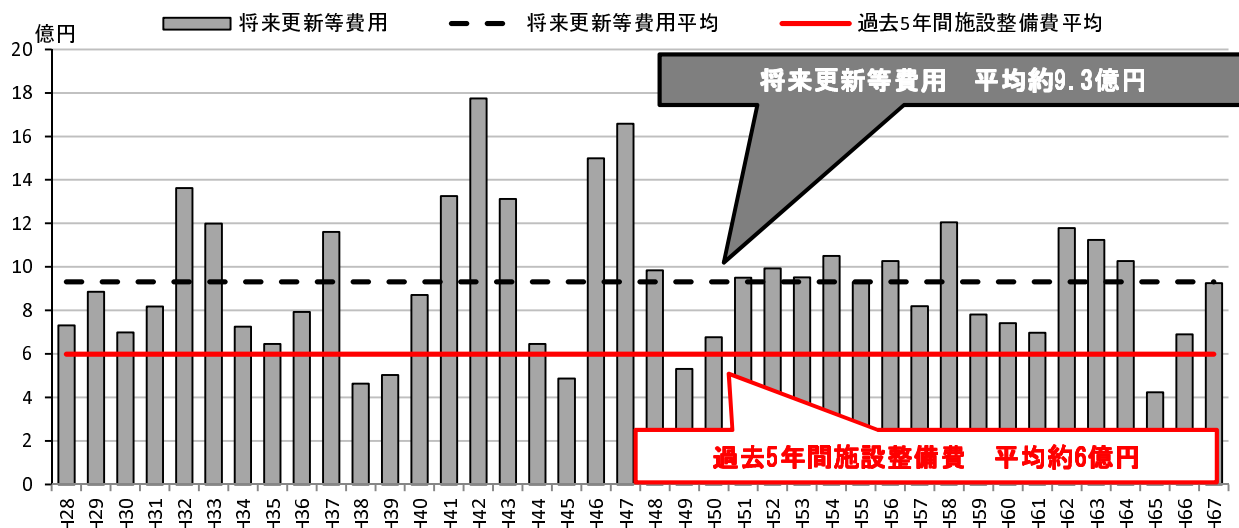
ただし、本推計値は、60年で建替え（30年で大規模改修）という条件で計算したものであり、公共建築物の長寿命化を図っていくことで、将来の更新費用等は大きく縮減していくことが可能になると考えられます。

図20ケース②は、長寿命化対策により建替えまでの期間を10年間、大規模更新までの期間を5年間延伸したと仮定し、70年で建替え（35年で大規模改修）という条件で計算を行ったものですが、今後40年間で必要となる更新等の費用は293億円、年平均では約7億3千万円となり、それぞれ80億円、2億円が縮減されるという結果となります。

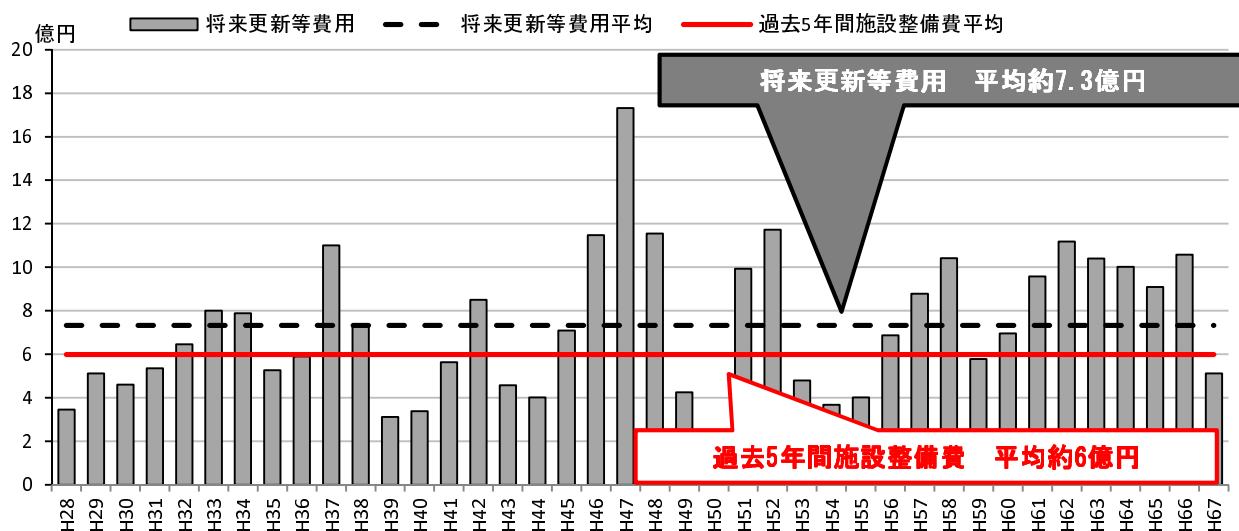
同様に図20ケース③は、長寿命化対策により建替えまでの期間を20年間、大規模更新までの期間を10年間延伸したと仮定し、80年で建替え（40年で大規模改修）という条件で計算を行ったものですが、今後40年間で必要となる更新等の費用は212億円、年平均では約5億3千万円となり、それぞれ161億円、4億円が縮減されるという結果となります。

図20 公共建築物の将来更新等費用推計（長寿命化対策の効果額の推計）

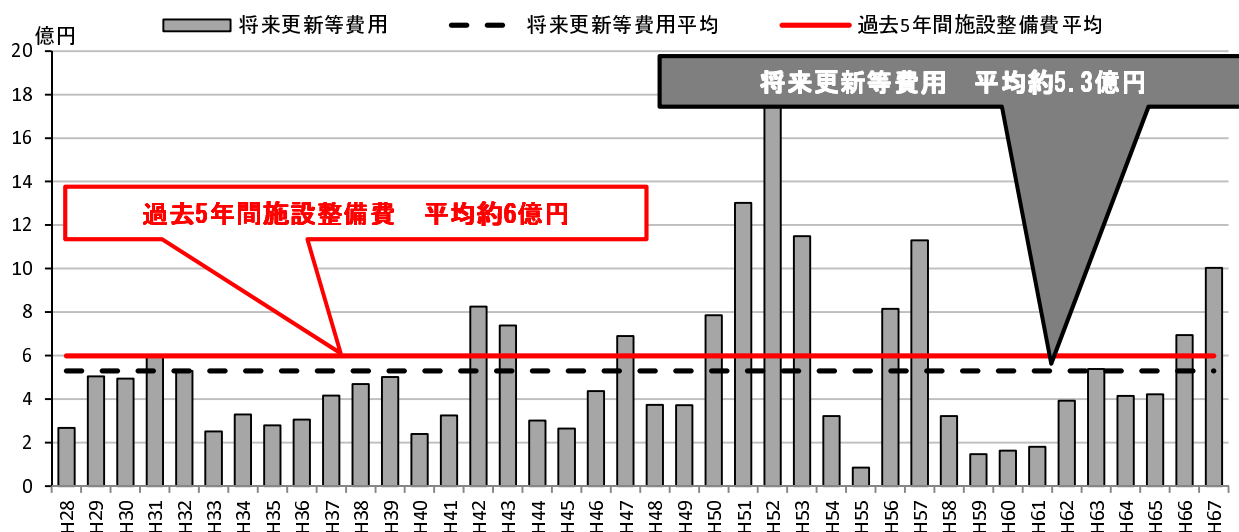
ケース① 60年で建替え（30年で大規模改修）の場合



ケース② 70年で建替え（35年で大規模改修）の場合



ケース③ 80年で建替え（40年で大規模改修）の場合

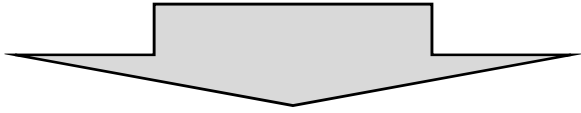


現実的には、ケース③のような20年間もの施設寿命の延伸は困難と考えられ、また、全ての施設において長寿命化対策が可能ということではなく、施設毎に長寿命化を図るかどうかを判断していくこととなります。このため、本計画では、ケース②のとおり、長寿命化対策により施設寿命を平均で10年延伸させることを目標として設定します。これにより、将来更新費用の年平均を9.3億円から2億円減の、7.3億円まで縮減させることとします。

長寿命化対策によってもなお不足すると見込まれる費用については、公共建築物の総量縮減により縮減するものとします。

長寿命化対策後の将来更新費用の年平均7.3億円に対して、過去5年間（平成23年度～27年度）の公共建築物にかかった施設整備費の年平均約6億円を比較基準とすると、約1.3億円が不足することが見込まれます。

この不足額を縮減するため、計画期間内（平成58年度まで）の施設の総量縮減の目標を22%と設定します。

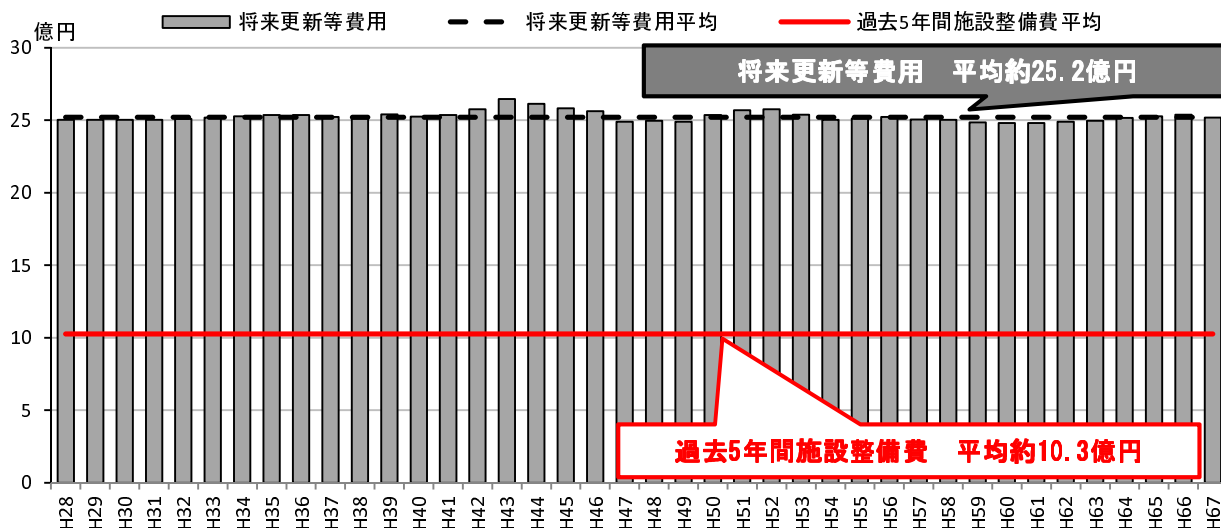
公共建築物における基本目標	
将来更新費用	年平均約 <b>9.3億円</b>
不足額	<u>年平均約<b>3.3億円</b></u>
	
<b>①長寿命化対策により施設寿命を10年延伸</b> 長寿命化による更新費用縮減額 <u>年平均約<b>2.0億円</b></u>	
<b>②平成58年度までに公共建築物延床面積を22%縮減（※）</b> 総量縮減による縮減額 <u>年平均約<b>1.3億円</b></u>	

※長寿命化対策後の将来更新費用の不足割合は約18%。施設の更新が必要となる際に統廃合等により床面積を縮小するものと仮定し、統廃合までに発生する改修費用を勘案し、延床面積の縮小割合を費用の不足割合の約1.2倍と設定した。

## (2) インフラ施設

現在のインフラ施設（道路・橋りょう、上水道施設、下水道施設）をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる更新等の費用は約1,010億円、年平均では約25億2千万円が必要と推計されます。過去5年間のインフラ施設にかかった施設整備費を比較基準とすると、年平均約14億9千万円が不足するという試算になります。

図21 インフラ施設（道路・橋りょう、上水道施設、下水道施設）の将来更新等費用推計



インフラ施設である道路・橋りょう、上水道施設、下水道施設は、住民生活の基盤となる施設であることから、公共建築物のように総量縮減を目標とすることは現実的ではありません。

そのため、インフラ施設については、個別の長寿命化計画や各企業会計の経営戦略に基づき、計画的な維持管理等を実施し、将来更新費用の縮減に取り組むこととします。

なお、各施設における具体的な縮減目標については、個別計画等において設定するものとします。

### インフラ施設における基本目標

予防保全型維持管理の視点に立った計画的な維持管理・修繕等によって長寿命化を図り、将来更新費用を縮減します。

## 第4章 施設の管理に係る基本的な方針

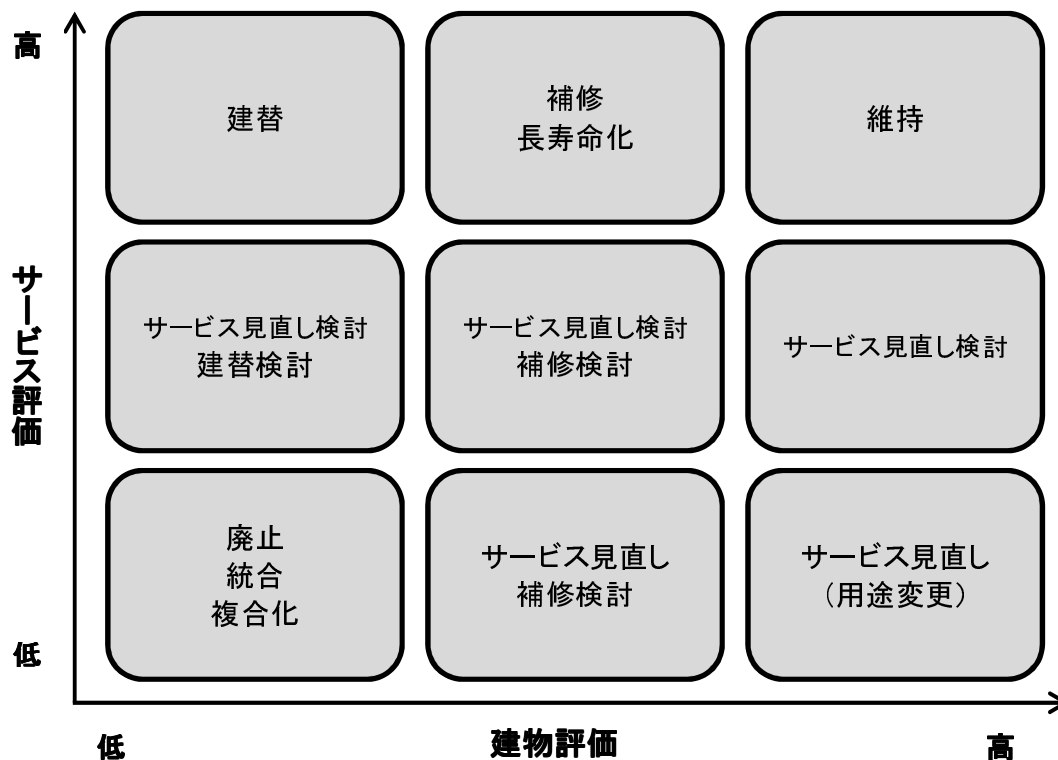
### 1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 評価の実施方針

公共施設の管理にあたっては、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を把握し、多角的な視点で評価を行い、「維持」や「廃止」といった施設のあり方について判断をしていくこととします。

具体的には、今後策定を行う個別計画において検討を行うこととし、今後の財政状況や人口減少と少子化・高齢化に伴う住民ニーズの変化に対応しながら、施設の総量を段階的に縮減していくこととします。

図22 公共施設等の評価イメージ



サービス評価の内容	住民ニーズ、施設の利用者数、稼働率
	施設の維持管理コスト
	町内の同種施設の配置状況

建物評価の内容	老朽化の状況
	耐震性の状況
	施設の利便性（バリアフリー対応エアコン設置状況等）

## (2) 施設の適切な維持管理、長寿命化対策等の実施方針

### ① 点検・診断等の実施方針

施設の利用状況や老朽化状況により多角的な評価を行った上で、継続的に利用する施設については、現状行っている法定点検等の定期点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って、任意の調査、点検を必要に応じて実施することとします。また、利用率・効用等の低い施設等は、廃止、統合、用途変更等の合理化が早期に図れるように、施設の状況把握や情報の蓄積に努めるものとし、これら施設の状況や情報については、本計画の変更や個別計画の策定に活用を図るため、全庁で情報を蓄積・共有できるような仕組みづくりを検討します。

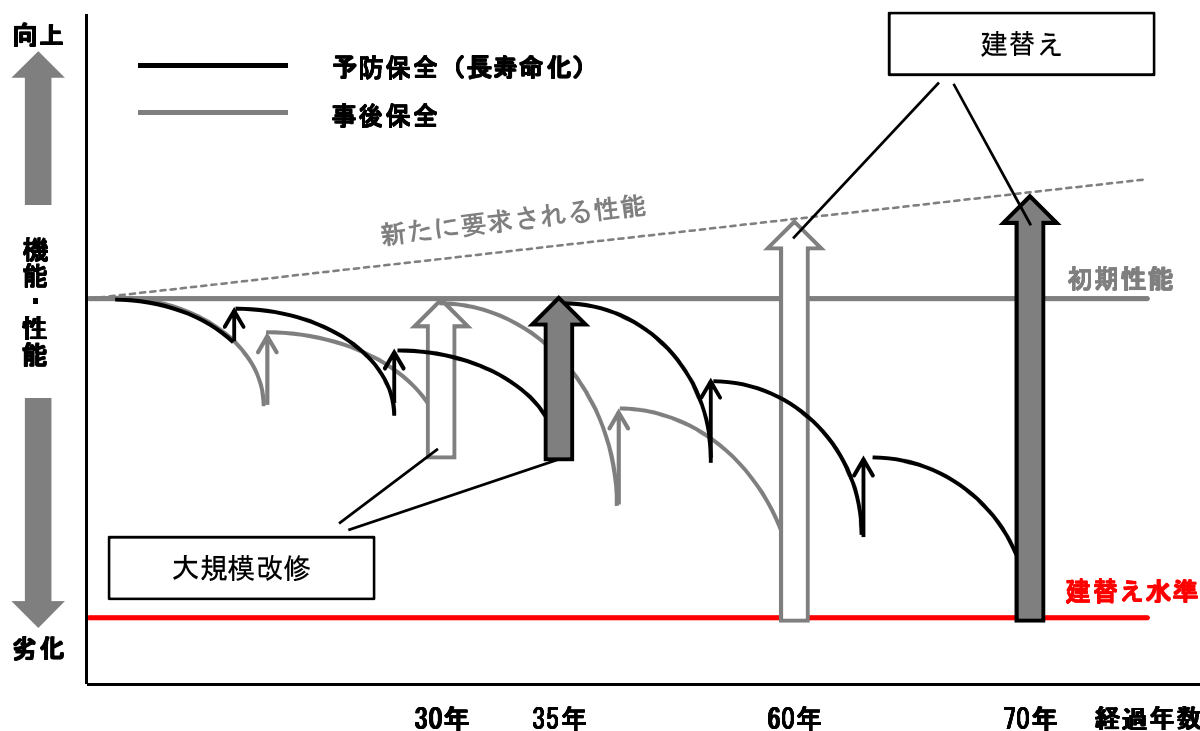
### ② 長寿命化対策等の実施方針

継続的に利用する施設については、従前からの事後保全ではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、計画的な維持管理・修繕等を行い、長寿命化を図り、施設の長期間の使用を実現します。

長寿命化対策の実施にあたっては、住民や利用者の安全確保等、施設に要求される性能水準の確保に留意するとともに、省エネ化等によるランニングコストの軽減の検討と併せて、周辺の利用率の低い施設を集約する等の施設総量縮減に向けた検討を行うものとし、

道路・橋りょう等一部施設については既に個別に長寿命化計画等を策定していますが、大半の施設は未策定であることから、これら未策定の施設については、本計画に準じ、必要に応じて個別計画等の策定を進め、これに基づき長寿命化対策を講じていくものとし、

図23 公共施設等の長寿命化のイメージ



### ③ 耐震化の実施方針

本町の公共施設における耐震化状況は、図7 (P7) のとおりとなっています。小学校、中学校、幼稚園、保育所については、優先的に耐震化を進めており、非構造部材の耐震化を含めて平成28年度で全て完了いたしました。そのほかについては、昭和56年までに建てられた旧耐震基準の建築物は、耐震化が必要な施設と考えられます。

耐震化実施にあたっては、財政負担に対する配慮が必要となることから、防災対策上緊急性の高い施設で、最小Is値の低い施設について、優先して耐震改修を実施するものとし、また、今後の施設のあり方を検討しているものについては、結論を待って改修等の対応を検討するものとし、

なお、改修の際には、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の耐震性についても十分な検討を行い、施設利用者の安全確保及び災害時の利用を想定した十分な検討を行うものとし、



### (3) 建替え・新規整備等の実施方針

利用率等住民ニーズの高い施設については、長寿命化対策を行ない施設寿命の延伸を図ることを最優先としますが、その上で、施設の老朽化・耐震性の状況やLCC(※)の検証等総合的な視点で検討を行い、建替えや新規施設整備の必要性を判断するものとします。

なお、実施にあたっては、既存の施設との複合化や小規模化(減床)等、施設総量の縮減に留意するものとします。また、設備等の省エネ化を十分に検討し、イニシャルコストとランニングコストを総合的に検証した上で、財政計画と調整を図り、財政への影響に十分に配慮することとします。

#### ※LCC：ライフサイクルコスト

公共施設の建設費用のみならず供用期間における補修、改修などの維持管理費用及び最終の廃棄処分費用までを含んだ総費用

### (4) 統合や廃止の推進方針

利用率等住民ニーズの低い施設については、統合・廃止を視野に、施設のあり方を検討することとします。

ただし、公共施設等の統合・廃止は、単なる利用状況や老朽化の状況のみでは判断することはできず、これまでの経緯、将来的な行政ニーズとのバランス、住民との合意形成も重要な要素となります。

また、近隣施設との統合・整理等により機能を維持する等、住民サービス水準の維持へ十分な配慮が必要となります。

### (5) 廃止施設の除却の実施方針

危険度が高く、利用率等住民ニーズの低い施設において、今後も向上する見込みのない場合においては、原則として、廃止統合等の対象とし、除却債等を活用して解体撤去を行い、住民の安全の確保等を行うものとします。

### (6) 維持管理コストの抑制と財源確保対策

#### ① 施設管理運営の効率化

各施設における維持管理業務の現状の把握を行い、光熱水費や各種委託契約の問題点等を整理し、効率的な施設管理運営の検討を行います。

#### ② 受益者負担の適正化

施設利用料や上下水道の利用料等については、運営等コストと受益者負担のあり方や、利用状況等の観点から、問題がないか整理し、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

#### ③ 不要施設の有効活用・売却等

用途廃止を行った施設で庁内で利活用が見込めない場合は、積極的に売却又は貸付に取組み、財源の確保等を図ります。

#### ④ PPP/PFI・広域連携等を視野に入れた検討

本町においては、平成27年度から運営を開始した道の駅京丹波味夢の里について、PFI(※)法に基づき施設整備・運営を行いました。

今後においても、施設整備等を行う際は、PPP/PFI(※)を事業手法の選択肢に入れた検討を行い、民間の経営能力及び技術的能力の活用を図ります。

併せて、隣接市町村との広域連携(共同設置、相互使用、機能分担)の視点でも検討するものとし、資産、施設の有効活用、広域的観点からの効率的配置を図るものとします。

また、集会所等、地域に密着した公共施設の維持管理については、従来より地域住民が主体となっており、今後も引き続き地域主体による施設運営を推進していきます。

※PPP：Public Private Partnership 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

※PFI：Private Finance Initiative PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## 2 総合的かつ計画的な管理を実現するための庁内の取組体制等

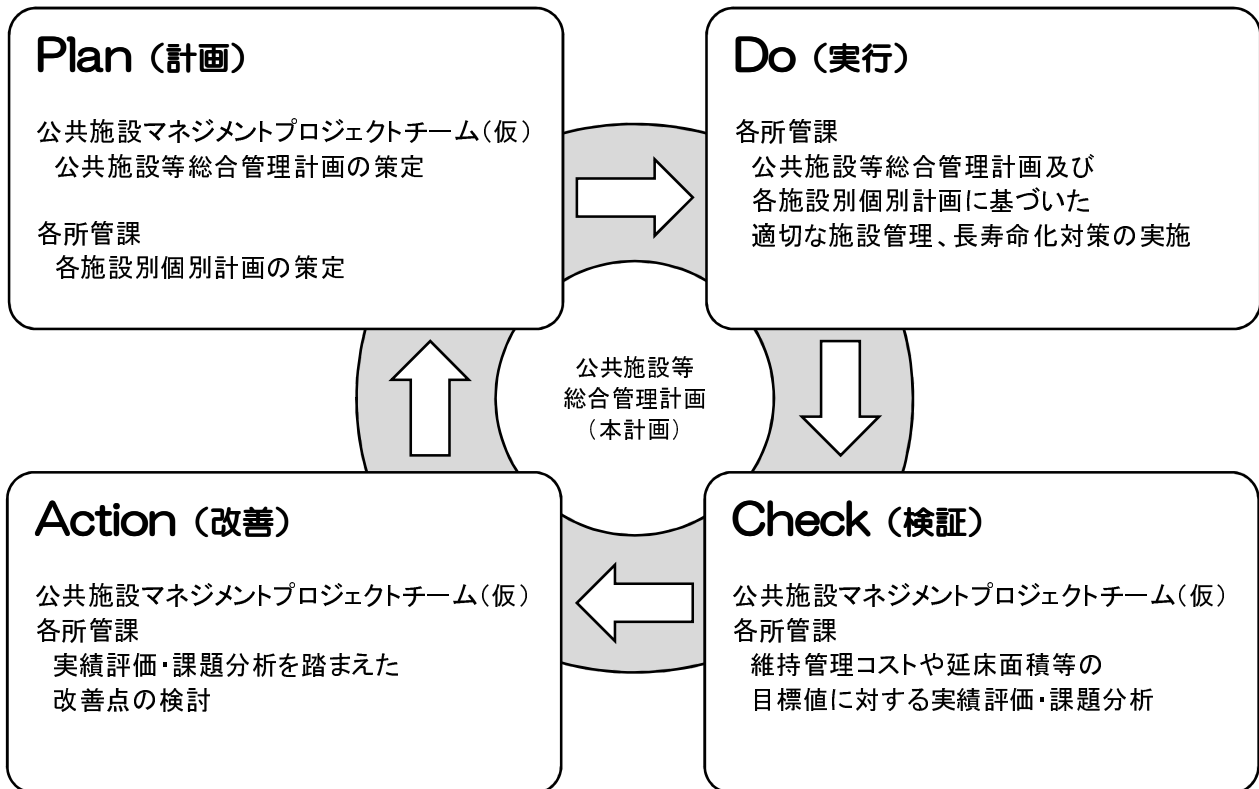
公共施設マネジメント担当を中心として、各公共施設所管課との全庁的な取組体制（公共施設マネジメントプロジェクトチーム（仮））を構築し、本計画のブラッシュアップ、フォローアップを実施するものとします。

また、個別計画は、各施設類型ごとに関係課で協議を行い、公共施設マネジメント担当又はプロジェクトチームで本計画との整合性の確認や類型間の調整を図り、策定を進めるものとします。

また、職員一人ひとりが経営的視点を持って取組むために必要な研修の実施や、全庁で情報を蓄積・共有できるような仕組みづくりを検討していきます。

加えて、公共施設等に係る課題を住民等と共有するために、情報を提供し、必要に応じて意見を伺います。

図24 総合的かつ計画的な管理を実現するための庁内の体制イメージ（PDCAサイクル）



## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1 文化系施設

#### (1) 集会施設

区分	ホール・公民館	施設数	6	延床面積	7,675㎡
対象施設					
中央公民館、桧山公民館（※1）、梅田公民館（梅田振興センター）、三ノ宮公民館（三ノ宮基幹集落センター）、質美公民館（質美振興センター）、和知公民館（和知ふれあいセンター）、山村開発センターみずほ（※2）					
<small>※1：桧山公民館は、財産調査上、桧山財産区の財産として計上されているため、施設数及び延床面積には含まれていません。            ※2：山村開発センターみずほは、設置条例上は、農林業振興を目的とした施設ですが、施設内にホールを備え、主に集会施設として使用されている実態から、ホール・公民館に区分し、記載しています。</small>					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会教育法に基づく公民館が6施設設置されています。また、公民館ではないものの、ホールを備えた山村開発センターが設置されています。</li> <li>◆ 公民館は、丹波地区・和知地区は中央公民館として各1施設、瑞穂地区は中央公民館を設置せずに、旧小学校区ごとに4施設を設置しています。</li> <li>◆ 社会教育事業の他、図書室を併設する等多用途に使用されています。また、多くの施設が災害時の広域避難所に指定されています。</li> <li>◆ 最も古い中央公民館は昭和49年、最も新しい和知ふれあいセンターは平成2年に建築されたものです。各施設とも老朽化が進行していますが、長期的な使用を前提に、適宜改修を行っています。今後新耐震基準以前に建築された施設について、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を検討する必要があります。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各公民館等は、各地区において唯一の施設であり、今後においても長期的な使用を前提に、適切な維持管理・改修を進めていきます。</li> <li>◆ 公民館については、旧町ごとに設置形態に差異があることから、将来的に更新等を行う際には、施設の利用率や各地域の人口の推移等を踏まえ、設置形態の見直しの可能性を含め、町内全体での最適な配置を検討するものとします。</li> <li>◆ ホールについては、瑞穂地区（山村開発センター）、和知地区（和知ふれあいセンター）にはあるものの、人口が最も多い丹波地区には無く、施設配置としては偏在がみられる状況です。このため、将来的に更新等を行う際には、利用度等を勘案し、施設機能の集約・統合等も含め、町内全体での最適な配置を検討するものとします。</li> <li>◆ 利用料については、運営コストと受益者負担のあり方、施設利用度の向上等の観点から、適宜見直しを行うものとします。</li> </ul>					
所管課	社会教育課、瑞穂支所				

### 2 社会教育系施設

#### (1) 博物館等

区分	資料館・文化財施設	施設数	3	延床面積	572㎡
対象施設					
瑞穂ふるさと体験資料館、瑞穂ふるさと体験資料館人形展示施設（みずほ人形の家みやび）、塩谷古墳公園					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内に伝わる歴史的な生活・生産に関する物品資料の展示のために、ふるさと体験資料館及び人形展示施設を設置しています。</li> <li>◆ 人形展示施設では、年に1回「ふるさと人形展」を開催しています。</li> <li>◆ ふるさと体験資料館及び人形展示施設は、予約等により開館しており、定時開館はしていません。</li> <li>◆ 塩谷古墳公園は、5～6世紀前半ごろの古墳群を整備した公園です。平成27年に運営を開始した、道の駅丹波味夢の里に隣接していることから、利用者数が増加しています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ふるさと体験資料館及び人形展示施設については、利用率等は高いとは言えませんが、町の文化振興に必要なことから、長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ ふるさと体験資料館及び人形展示施設について、将来的に施設の更新等を行う際には、施設の利用状況等を踏まえながら、他の社会教育施設等との集約・統合等の可能性について検討を行います。</li> <li>◆ 塩谷古墳公園は、町の文化財を活用した観光スポットの一つとして、引き続き、長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>					
所管課	社会教育課				

### 3 スポーツ・レクリエーション系施設

#### (1) スポーツ施設

区分	運動施設	施設数	21	延床面積	5,508㎡
<b>対象施設</b>					
<p>上豊田グラウンド、旧須知小学校グラウンド（※1）、三ノ宮農村公園グラウンド、わちグラウンド、旧須知小学校講堂、三ノ宮体育館、篠原体育館、下粟野体育館、ふれあいセンターアリーナ（※2）、上豊田プール、実勢プール、新水戸プール、富田・豊田プール、上野プール、下大久保プール、梅田プール、三ノ宮プール、和知B&amp;G海洋センタープール、篠原プール、わちカヌークラブハウス、グリーンランドみずほ（※3）、若竹広場（※3）、ふれあい広場（※3）</p> <p>※1：旧須知小学校グラウンドについては、建築物を伴わないため、施設数及び延床面積には含まれていません。            ※2：ふれあいセンターアリーナについては、和知ふれあいセンターと同一施設であるため、文科系施設として計上しており、運動施設の施設数及び延床面積には含まれていません。            ※3：グリーンランドみずほ・若竹広場・ふれあい広場は運動施設の設置及び管理に関する条例に基づく運動施設ではありませんが、運動を主目的とした施設であることから、本区分に計上しています。</p>					
<b>現状・課題</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運動施設の設置及び管理に関する条例（以下：運動施設条例）に基づく運動施設が20施設設置されているほか、観光施設等を併設した複合体育施設としてグリーンランドみずほ、その他に、若竹広場、ふれあい広場が設置されています。</li> <li>◆ 運動施設条例に基づく運動施設は、町の直営により維持管理運営を行っています。廃校となった学校施設の体育館等を運動施設として引き継いだ施設が多く、著しく老朽化が進んだ施設もみられます。また、活発に使用されている施設がある一方で、少子化等の影響により使用頻度の少ない施設や、一部プール等、使用実態の無い施設もある状況です。</li> <li>◆ グリーンランドみずほは指定管理により観光施設等と一体的に運営を行っています。簡易な修繕は指定管理者が行いますが、大規模改修は町負担で実施することとなります。平成26年度には、著しく老朽化が進んでいたホッケー場を全面的に改修しました。また、テニスコートの人工芝（砂入り）がめくれるなど劣化が激しく、利用料金を取り辛い状況にまでなっているため、早期の修繕が必要です。</li> <li>◆ 若竹広場・ふれあい広場は、地域住民やグラウンドゴルフ協会により維持管理が行われ、主にグラウンドゴルフ場として使用されています。</li> <li>◆ 平成28年度事業において、地域交流の拠点施設として、旧和知第二小学校校舎跡地に、屋内多目的グラウンドの整備を実施しています。</li> </ul>					
<b>基本方針</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運動施設のうち、使用率の高い施設については、町民の心身の健全な発達とスポーツの振興のために必要な施設であることから、長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 運動施設のうち、利用率の低い施設や使用実態の無い施設について、今後も利用率の向上等が見込めない場合は、地域住民との合意形成を図りながら、廃止・統合を視野に適宜検討を行うものとしします。</li> <li>◆ 将来的に施設の更新等を行う際には、施設の活用状況や、地域の人口の推移等を踏まえながら、施設規模の見直しを行うとともに、近隣施設との集約等の可能性について検討を行います。</li> </ul>					
所管課	社会教育課、商工観光課、総務課				

(2) レクリエーション施設・観光施設

区分	観光施設	施設数	10	延床面積	10,103㎡
<b>対象施設</b>					
丹のまち広場うるおい館、グリーンランドみずほ（瑞穂の里・さらびき）、特産館和（なごみ）、道の駅京丹波味夢の里、マスターズハウス、農林業体験公園（アグリパークわち）、わち山野草の森、質志鐘乳洞公園、ウッディーパルわち、琴滝公園					
<b>現状・課題</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 丹のまち広場うるおい館、グリーンランドみずほ（瑞穂の里・さらびき）、特産館和に加え、平成27年に道の駅京丹波味夢の里の運営を開始し、町内の道の駅は4施設となりました。これら道の駅をはじめとして、観光施設が10施設設置されています。</li> <li>◆ 平成27年から運営を開始した道の駅京丹波味夢の里については、PFI法に基づくDBO方式で施設整備・運営を行っており、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、効率的経済的で質の高い公共サービスの提供を実現しています。その他の道の駅3施設（丹のまち広場うるおい館・グリーンランドみずほ・特産館和）及びマスターズハウス、農林業体験公園は、指定管理者制度等により委託し管理運営を行っています。わち山野草の森は、業務委託し管理運営を行っています。</li> <li>◆ 道の駅京丹波味夢の里は運営開始以来盛況ですが、その他の道の駅は、京都縦貫自動車道の全線開通により入込客数や売上高に大きな影響を受けました。それぞれの観光施設においては、交通環境や立地が運営に大きな影響を及ぼすところですが、指定管理者等の経営努力等により、入込客数や売上高の増加を図っています。</li> <li>◆ 指定管理制度により民間が運営管理を行っている観光施設では、簡易な修繕は指定管理者が行いますが、大規模改修は町負担で実施することとなります。直近では、入込客数や売上高の増加を図るために、平成24年度にグリーンランドみずほ（瑞穂の里・さらびき）の増築、平成26年度に特産館和へのエレベーターの設置、平成27年度に農林業体験公園のキャンプ施設への改修等を実施しています。</li> <li>◆ 質志鐘乳洞公園、ウッディーパルわちは、地元区に管理運営を委託しています。特に質志鐘乳洞公園は、近年クールスポットとして、夏期の来園者が増加しています。</li> </ul>					
<b>基本方針</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 観光施設は、人口が減少する中で交流人口の増加を図り、地方創生を実現するための核となる施設です。このため、長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図るとともに、入込客数や売上高の増加を図る観点から、施設機能の充実向上を図っていくものとします。</li> <li>◆ 将来的に施設の更新等を行う際には、入込客数や売上高の状況等を踏まえながら、施設規模の見直しを行うとともに、近隣施設との集約等の可能性について検討を行います。</li> </ul>					
所管課	商工観光課、瑞穂支所、和知支所				

#### 4 産業系施設

##### (1) 産業系施設

区分	農林振興施設	施設数	30	延床面積	8,218㎡
対象施設					
共同作業所、共同集出荷所、農機具保管庫、ライスセンター、畜産堆肥化施設、堆肥ストックヤード、京都・丹波食彩の工房					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内各地域が運営維持管理する農作業・集出荷・加工施設、農機具保管庫や、畜産農家で組織する農業法人が管理受託する畜産堆肥化センター、また、その堆肥を各地域で保管するストックヤード、さらに、農村地域を包括する基幹集落センター等が設置されています。</li> <li>◆ 各地域の農作業・集出荷施設等については、地元地域が全て運営維持管理していますが、設置が概ね昭和50年代とその老朽化が顕著です。</li> <li>◆ 畜産堆肥化施設は、平成17年に設置し、現在畜産農家で組織する農業法人「丹波ユーキ」が維持管理受託しています。現状として、持ち込み堆肥が余剰傾向であることなどから、処理能力が不足気味です。</li> <li>◆ 各地域に設置している堆肥ストックヤードは、平成16・17年に設置し、運営は地域の農事組合等が行っていますが、毎年破損による補修・修繕を町で実施しています。</li> <li>◆ 安栖里ライスセンターは昭和52年に設置され、現在、地域農業を担う「株式会社みとけ」によって維持管理されており、農用地の集積化の進む同社にとって、中核的施設となっています。</li> <li>◆ 京都・丹波食彩の工房は平成12年に設置され、平成25年に運営方式を指定管理から直営に切り替えました。現在、住民自治組織「竹野活性化委員会」がサロン事業を実施する等、地域活性化の拠点施設となっている他、食品製造を行う民間企業等への貸出を行い、施設の有効活用を図っているところです。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各地域の農作業・集出荷施設等については、実質的に所有に違わない運営維持管理を地元が実施しており、その方針は変わらず、今後、地元への所有権の移転も視野に入れた検討が必要となります。</li> <li>◆ 畜産堆肥化施設は、現状で処理能力が不足気味ですが、今後、検討されているバイオマス発酵施設の設置に伴う同施設の適正規模を見定め、処理能力の変更と改修の是非を検討する必要があります。</li> <li>◆ 各地域に設置している堆肥ストックヤードについては、引き続き直営による維持管理を実施しますが、施設の経年劣化等による大規模改修の時期に、その適正規模を見定め集約等の検討を実施するものとします。</li> <li>◆ 安栖里ライスセンターは、現在「株式会社みとけ」によって運営維持管理されており、引き続き同様としますが、今後、JA施設の移管の是非や、和知地区の地域農業形態の変遷により、長期的な管理ビジョンの検討を要します。</li> <li>◆ 京都・丹波食彩の工房については、引き続き、地域活性化の拠点施設として、地域住民の利活用を推進していきます。併せて、農産物加工や食品製造を行う民間企業等への貸出等施設の有効活用を推進し、京丹波の農産品のブランド化や農業振興に寄与するとともに、施設利用料等の収入確保により、施設運営コストの低減を図ります。</li> </ul>					
所管課	農林振興課、商工観光課				

## 5 学校教育系施設

### (1) 学校

区分	小学校	施設数	5	延床面積	22,991m <sup>2</sup>
対象施設					
竹野小学校、丹波ひかり小学校、下山小学校、瑞穂小学校、和知小学校					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小学校は5校を設置しています。児童数の減少等に伴い、和知地区では町合併前に、瑞穂地区では町合併後に小学校の統合を行い、旧町域で1校ずつとなっています。丹波地区では、校舎の老朽化により、平成12年に旧須知小学校と旧高原小学校を統合し、旧町域で3校となっています。</li> <li>◆ 最も古い下山小学校は昭和41年、最も新しい和知小学校は平成13年の建築です。老朽化が進んでいる古い建築物もありますが、各施設とも長期的な使用を前提に、適宜改修を行い、全ての施設で耐震性が確保されています。また、平成28年度事業において非構造部材の耐震化改修を実施しています。</li> <li>◆ 平成28年度事業において、各教室等への空調機器整備を行いました。</li> <li>◆ 少子化の影響等により、児童数は減少傾向にあります。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小学校については、一定統合等の再編整理や耐震化改修等が完了していることから、今後においても長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 小学校の統合等については、将来的に児童数の減少がさらに進展した場合に、校舎の老朽化の状況や地域の意向等を踏まえて、検討を行うものとします。</li> <li>◆ 瑞穂地区・和知地区においては、旧町域で1校ずつの設置であり、児童数は減少傾向にはありますが、校区が広大なため、これ以上の統合再編は現実的ではありません。このため、将来的に施設の更新等を行う際には、児童数の減少を踏まえ、施設規模の見直しを検討することとします。</li> </ul>					
所管課	学校教育課				

区分	中学校	施設数	3	延床面積	15,225m <sup>2</sup>
対象施設					
蒲生野中学校、瑞穂中学校、和知中学校					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 中学校は、旧町域で1校ずつ、3校を設置しています。</li> <li>◆ 最も古い和知中学校は昭和47年、最も新しい瑞穂中学校は昭和59年の建築です。老朽化が進んでいる古い建築物もありますが、各施設とも長期的な使用を前提に、適宜改修を行い、全ての施設で耐震性が確保されています。また、平成28年度事業において非構造部材の耐震化改修を実施しています。</li> <li>◆ 平成27年度事業において、各教室等への空調機器整備を行いました。</li> <li>◆ 少子化の影響等により、生徒数は減少傾向にあります。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 中学校については、空調施設整備や耐震化改修等が完了していることから、今後においても長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 中学校は旧町域で1校ずつの設置であり、生徒数は減少傾向にはありますが、校区が広大なため、統合再編は現実的ではありません。このため、将来的に施設の更新等を行う際には、生徒数の減少を踏まえ、施設規模の見直しを検討することとします。</li> </ul>					
所管課	学校教育課				

(2) その他教育施設

区分	給食センター	施設数	1	延床面積	401㎡
対象施設					
丹波給食センター（※）、瑞穂給食センター、和知給食センター（※）					
<p>※：丹波給食センター、和知給食センターについては、固定資産台帳上、小学校と一体で計上されているため、施設数及び延床面積には含まれていません。</p>					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成24年度に瑞穂給食センターを整備し、運営方法を自校方式からセンター方式に改め、業務を3箇所 の給食センターに集約することで、平成25年度から小・中学校の完全給食を実施しています。（以 前は、中学校2校（蒲生野中、瑞穂中）で給食が実施できていませんでした。）</li> <li>◆ 丹波学校給食センターは平成12年、瑞穂学校給食センターは平成24年、和知給食センターは平成13年 建築です。全ての施設が建築から20年未満と比較的新しく、耐震基準を満たしていることから、長期 的な使用を前提に、適宜改修を行っています。</li> <li>◆ 児童・生徒数が減少傾向にあることから、調理給食数は減少傾向にあります。一方で、材料費等が高 騰しており、調理コストの増大が懸念されています。</li> <li>◆ 給食調理員数が慢性的に不足しており、運営上の大きな課題となっています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 給食は、児童・生徒の心身の健やかな発達や食育の推進のために必要不可欠なものであり、今後にお いても、給食調理員の確保等の課題に対応しながら、適切に運営を行うものとしします。</li> <li>◆ 給食センターは、各施設とも比較的新しく、耐震性も確保されていることから、今後においても長期 的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 小中学校の統廃合や、児童・生徒数の著しい減少等があった場合は、施設の集約・統廃合を視野に、 町内全体で適切な配置を検討していきます。</li> <li>◆ 給食費については、受益者負担の適正化と公平性の確保の観点から、物価や地域経済の状況等を勘案 し、適宜見直しを行います。</li> </ul>					
所管課	学校教育課				



## 6 子育て支援施設

### (1) 幼稚園・保育園・こども園

区分	幼稚園	施設数	1	延床面積	1,339㎡
対象施設					
須知幼稚園					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 須知幼稚園は昭和53年に建築されてから40年近くが経過し、老朽化が進んでいますが、耐震性を確保し、長期的な使用を前提に適宜改修を行っています。また、平成27年度事業において、各教室等への空調機器整備と遊戯室非構造部材の耐震化改修を実施しました。</li> <li>◆ 少子化や、就労する保護者の増加等により、園児数は減少しています。</li> </ul>					
基本方針					
◆ 須知幼稚園の建替えを行うことは、町の財政状況や費用対効果の面から厳しい状況であるため、老朽化が進んでいる須知幼稚園と上豊田保育所の2施設を統合し、「幼保連携型認定こども園」として、適正規模に応じた施設の整備を図ります。					
所管課	学校教育課				

区分	保育所	施設数	4	延床面積	4,774㎡
対象施設					
上豊田保育所（生涯学習センター含む）、上豊田保育所下山分園、みずほ保育所、わち保育所（わちエンジェル）					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 昭和55年建築の上豊田保育所は施設が老朽化しており、平成24年度に耐震補強工事を実施するなど、必要に応じた修繕等で対応していますが、今後の保育ニーズへの対応が厳しい状況にあります。</li> <li>◆ 上豊田保育所下山分園は、耐震基準を満たしていないため、平成24年度から休園しています。耐震補強には、多額の経費が必要であり、費用対効果の面から改修等は厳しい状況にあります。</li> <li>◆ 平成23年に建築されたみずほ保育所についても、部分的な劣化による修繕等が必要となっていますが、長期的な使用を前提に適宜修繕等を行なっています。</li> <li>◆ 平成7年に建築されたわち保育所も建設から約20年が経過しており、長期的な使用を前提に適宜修繕等を行っていますが、今後も老朽化に伴う大規模改修等が必要になることが想定されます。</li> </ul>					
基本方針					
◆ 上豊田保育所の建替えを行うことは、町の財政状況や費用対効果の面から厳しい状況であるため、老朽化が進んでいる須知幼稚園と上豊田保育所の2施設を統合し、「幼保連携型認定こども園」として、適正規模に応じた施設の整備を図ります。					
◆ 上豊田保育所下山分園は、地域住民等の理解が得られるよう配慮したうえで、廃園も含めて検討を行います。					
◆ みずほ保育所とわち保育所は、長期的な使用を前提に必要な改修等を行い、「幼保連携型認定こども園」制度に基づく施設への移行を進めていきます。					
所管課	子育て支援課				

## 7 保健・福祉施設

### (1) 高齢福祉施設

区分	高齢者福祉センター	施設数	2	延床面積	395㎡
対象施設					
高齢者コミュニティセンター、生きがいデイサービスセンター					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者コミュニティセンターは社会福祉協議会が維持管理し、常時会議や介護予防事業が行われています。施設は30年以上が経ち老朽化が進んでいます。</li> <li>◆ 生きがいデイサービスセンターは山彦会が維持管理し、週2日間（火曜日・木曜日）介護予防事業が行われています。町唯一の入浴付き介護予防事業施設ですが、利用者は減少しています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者コミュニティセンターは旧町3地区（丹波地区・瑞穂地区・和知地区）の中で最も高齢化が進む和知地区の福祉施設であり、障害者団体の会議や介護予防事業等に常時使用されています。適切な維持管理を進め、旧町3地区のバランスの取れた高齢者施策の中で施設の機能を検討していきます。</li> <li>◆ 生きがいデイサービスセンターは介護予防事業の基本となる事業の一つを担う施設です。基準となる法律の改正や町内のサービス利用の状況を見ながら、町内全体で適切な配置を検討していきます。</li> </ul>					
所管課	保健福祉課				

区分	介護老人保健施設	施設数	1	延床面積	623㎡
対象施設					
介護療養型老人保健施設					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 和知診療所は昭和26年に開設され、昭和61年に和知病院に運営変更しましたが、平成16年に病床数等を縮小し診療所に再び変更しています。平成21年に、2階の病床を廃止し、病床部分を新たに「京丹波町介護療養型老人保健施設」として運営を開始し、現在に至っています。</li> <li>◆ 介護老人保健施設の建物は、昭和43年に和知診療所として現在の位置に新築され、昭和61年に2階の一部を増築、平成16年に改修工事が行われ現在に至っています。</li> <li>◆ もともと病院入院病棟として建築されたため、洗面場等利用に不便な面が多々あります。また、増築（付けたし）されているため、床に高低差があります。改修工事から10数年経過し、換気扇・窓枠等付属物の老朽化が目立ってきています。</li> <li>◆ 介護老人保健施設の部屋数は、現在10部屋であり、最大利用定員19名となっています。稼働率は年平均約80%ですが、今後高齢化と人口減少により利用者がどう変化していくか懸念されます。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 今後においても、入所者に対して、医学的管理下における看護や介護、リハビリのほか、日常生活上の世話をを行うことにより、入所者の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅生活への復帰を目指します。併せて、居宅で生活されている要介護者等に対しては、身体機能の維持・向上及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、より充実した在宅生活が送れるように支援を行います。</li> <li>◆ 介護老人保健施設は、要介護状態にある方等に対する施設介護サービスや在宅介護への支援のために必要な施設です。本町においては、高齢化の進展により今後も高い利用ニーズが見込まれることから、当面は現状を維持していく必要があります。このため、今後においても長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 努力目標として、毎月の稼働率80%以上を維持することとします。</li> </ul>					
所管課	介護療養型老人保健施設				

## (2) 障害福祉施設

区分	共同作業所	施設数	2	延床面積	596㎡
対象施設					
丹波共同作業所、瑞穂共同作業所（※）、和知共同作業所					
※：瑞穂共同作業所は、固定資産台帳上、地域活動拠点施設（三ノ宮）と一体で計上されているため、施設数及び延床面積には含まれていません。					
現状・課題					
◆ 共同作業所は社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。身体障害、知的障害、精神障害の3障害を対象として事業を行っています。建物はそれぞれ旧建物（郵便局、幼稚園等）を改修し使用しており、3施設とも30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。これまで屋根改修（和知・瑞穂）や電気設備等、その都度対応した修繕を行い使用しています。					
基本方針					
◆ 障害者の就労支援の一つとして継続した事業の運営が必要です。現在はそれぞれの作業所で特色を活かした作業内容を取り入れて運営を行っています。将来的に更新を行う際には、施設の老朽化、通所者の障害内容、スタッフの配置等を考慮し、施設機能の集約も含めて町全体の適切な構想として検討します。					
所管課	保健福祉課				

## (3) 保健施設

区分	保健センター	施設数	2	延床面積	3,901㎡
対象施設					
健康管理センター、瑞穂保健福祉センター					
現状・課題					
◆ 健康管理センターは国民健康保険の補助を受けて建設された丹波地区の保健活動の拠点の施設です。子育て支援課と事務所を共用し、社会福祉協議会の事務局を併設し、子どもの発育支援、健康増進支援、在宅福祉支援など幅広い活動の拠点となっています。築年数は25年が経過し修繕の箇所が増えています。					
◆ 瑞穂保健福祉センターは平成17年（町合併時）から保健福祉分野の活動拠点の施設です。福祉係、介護保険係、包括支援センター、健康推進係の四つの業務が行われています。施設内には社会福祉協議会（本所）も入り、保健と福祉の連携が図られています。築年数は20年近くなり修繕の箇所が増えています。					
基本方針					
◆ 役場本庁構想の方向性に基づき、住民の利便性を一番に配慮し、施設の集約・統合も含めて適切な配置を検討します。					
所管課	保健福祉課				

## 8 医療施設

### (1) 医療施設

区分	病院・診療所	施設数	4	延床面積	6,025㎡
対象施設					
国保京丹波町病院、質美診療所、和知診療所、和知歯科診療所					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国保京丹波町病院は、建築後10年と比較的新しい施設ですが、日進月歩の「医療」に対応するため、施設・設備・機器類について短期間での更新が必要であり、また、通院・入院患者への適切な医療の提供や安全確保のため、業務内容の改善や高い水準の施設管理が求められることから、運営管理に苦慮している現状です。</li> <li>◆ 質美診療所の現施設は、平成12年4月に開設したものです。現在週2回で1回当たり3時間程度の診療を行っており、施設機能については特に問題はありません。</li> <li>◆ 和知診療所の現施設は、昭和43年度に建築されたもので、長期的な使用を前提に平成16年度に大規模改修を行いました。</li> <li>◆ 歯科診療所の現施設は、昭和57年度に建築されたもので、平成25年度に改修を行いました。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国保京丹波町病院は、地域住民のニーズに答え適切な医療が提供できる体制を維持していく必要があります。そのため、施設・設備について適切な維持管理や必要な新規投資を行うのみならず、人員の確保や、経営の健全化等、諸条件の改善を図っていくこととします。</li> <li>◆ 質美診療所は、基本的には新規投資は行わず、現状を維持するものとします。</li> <li>◆ 和知診療所は、広域的な利用状況や、地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、現状を維持するものとし、今後においても長期的な使用を前提に、適切な維持管理・改修を進めていきます。</li> <li>◆ 和知歯科診療所は、昭和57年に開所以来、和知地区唯一の歯科診療所として、地域住民のみならず丹波地区・瑞穂地区からも利用があることから、現状を維持するものとし、今後においても長期的な使用を前提に、適切な維持管理・改修を進めていきます。</li> </ul>					
所管課	国保京丹波町病院、和知診療所、和知歯科診療所				

## 9 行政系施設

### (1) 庁舎等

区分	本庁舎・支所	施設数	3	延床面積	6,013㎡
対象施設					
本庁舎、瑞穂支所庁舎、和知支所庁舎					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町合併によりそれぞれの旧町庁舎を引き継ぎ、旧丹波町役場を本庁、旧瑞穂町役場・旧和知町役場をそれぞれ支所として使用しています。</li> <li>◆ 本庁舎については、合併時に最低限の増築を行ったものの、職員配置が多く、施設規模が不十分な状況です。一方で瑞穂支所・和知支所については、職員数等に対して施設規模が過大な状況にあります。このため、和知支所においては、教育委員会と地域保健福祉室を配置し、機能移転を行った他、施設の余剰スペースを京都府立林業大学校に貸し出す等、施設の有効活用を図っています。</li> <li>◆ 本庁舎は昭和34年に本館を建築、瑞穂支所は昭和35年、和知支所は昭和54年に建築されています。和知支所は比較的新しいものの、本庁舎と瑞穂支所は建築から60年近くが経過しています。特に大部分が木造の本庁舎において、老朽化が著しい状況です。</li> <li>◆ 昨今相次ぐ天災等を鑑み、庁舎にはそれ相応の防災機能や耐震性が必要とされていることから、新庁舎建設基本計画を策定し、本庁舎の建替えに取り組みます。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本庁舎の建替えについては、①まちづくりの拠点となる庁舎 ②まちを守る防災拠点となる庁舎 ③人にやさしく利用しやすい庁舎 ④機能的で合理的な庁舎 ⑤環境にやさしい庁舎 の5つの基本方針に基づき、適切な施設規模や他施設の機能の集約・統合の検討を行うとともに、町財政への影響に十分に配慮するものとします。なお、事業化を図る段階においては、建設に係るイニシャルコストだけでなく、維持管理にかかるランニングコストを含め、設計・建設から供用開始・解体に至るまでのライフサイクルコストを考慮し、事業費の抑制に努めます。</li> <li>◆ 支所庁舎については、広大な町域を考えますと、将来的にも旧町単位で支所機能が必要と考えられることから、今後においても長期的な使用を前提に、定期的な点検と修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 将来的に支所の更新等を行う際には、配置職員数等を勘案し、施設規模の見直しを行うとともに、近隣施設との集約等の可能性について検討を行います。</li> </ul>					
所管課	総務課、瑞穂支所、和知支所				

### (2) 消防施設

区分	非常備消防施設	施設数	20	延床面積	1,822㎡
対象施設					
コミュニティ防災センター、口八田・高岡消防センター、新水戸防災センター、上野コミュニティ消防センター、上豊田防災センター、第6分団第2部消防詰所、瑞穂中央防災センター、井脇防災センター、梅田防災センター、上大久保防災センター、下大久保防災センター、鎌谷中防災センター、鎌谷下防災センター、粟野防災センター、妙楽寺防災センター、猪鼻防災センター、行仏防災センター、質美防災センター、下村防災センター、三ノ宮防災センター					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 非常備消防施設については、町内で16分団47部を組織している消防団の活動拠点として、20施設を設置しています。</li> <li>◆ 昨今、地震や台風等の災害が全国的に多発しており、住民の安心安全を守るために必要不可欠な施設です。</li> <li>◆ 消防団活動に支障が出ないように適宜改修を行っていますが、古い施設では建築後40年程度が経過しており、老朽化が懸念されている状況にあります。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住民の安心安全を守るために必要不可欠な施設であることから、長期的な使用を前提に、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図り、建物や設備の老朽化による維持管理費の増大を抑制していきます。</li> <li>◆ 非常備消防施設のあり方については、人口の減少や消防団員数の推移を踏まえ、消防団組織等審議会における消防団組織等についての審議と併せて検討を行います。</li> </ul>					
所管課	総務課、瑞穂支所				

(3) その他行政系施設

区分	ケーブルテレビ施設	施設数	2	延床面積	772㎡
対象施設					
京丹波町情報センター、丹波ひかり情報センター					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 京丹波町情報センターは平成14年に建築され、ケーブルテレビ事業を運用するために必要となるヘッドエンド装置やネットワーク設備などを収容する局舎です。</li> <li>◆ 丹波ひかり情報センターは平成8年に建築され、現在は、ケーブルテレビのサブセンター局舎として、また、ケーブルテレビ施設保守管理委託先である丹波情報センターの事務所として利用しています。</li> <li>◆ 京丹波町情報センター局舎内のシステム・設備等は、24時間365日稼働であり、保守管理及び機器更新等による安定稼働を維持する必要があります。</li> <li>◆ 丹波ひかり情報センターは、建築から20年が経過しているため老朽化が進行しつつあります。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ケーブルテレビは、住民生活に必要不可欠な情報通信インフラであることから、社会情勢などを的確に把握し、計画的に施設・設備の更新・長寿命化を推進していきます。</li> <li>◆ ケーブルテレビ事業の効率的かつ効果的な運営方法等を検討するとともに、運営コストなどの経費を見直し、適正な受益者負担のもとで運営していきます。</li> </ul>					
所管課	企画政策課				

区分	町営バス運行事業施設	施設数	3	延床面積	909㎡
対象施設					
バス車庫（蒲生）、バス車庫（橋爪）、バス車庫（本庄）					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 旧町ごとにバス車庫を設置しており、それぞれ建設年度が異なり、丹波バス車庫については、雨漏り等が発生しており老朽化が著しい状況です。</li> <li>◆ バス車庫に併設して、運転手の休憩所を設置していますが、建設からかなりの期間が経過しているため、室内のエアコン等が老朽化してきています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ バス車庫を1箇所にとまとめ効率よくバス運行を行うことが理想ですが、旧町ごとにバス路線を運行していることから、1箇所にとまとめることはコスト面等で難しく今後もバス車庫は3箇所とします。</li> <li>◆ 計画的に老朽箇所の修繕等を実施し、適切な維持・管理を進めていきます。</li> </ul>					
所管課	企画政策課				

区分	環境衛生施設	施設数	2	延床面積	352㎡
対象施設					
ストックヤード用倉庫、環境資材倉庫					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不法投棄されたゴミ及び各地域で清掃活動された際に出たゴミを集積するため、ストックヤード倉庫及び環境資材倉庫が設置されています。</li> <li>◆ 本町においても長年不法投棄に悩まされており、減少する気配はありません。集積するごみの量は多く野外に放置することはできず必要不可欠な施設です。</li> <li>◆ 環境資材倉庫は和知地区に平成11年に設置、ストックヤード倉庫は丹波地区に平成26年に設置され、現在に至っています。</li> <li>◆ 環境資材倉庫については、除雪機械の格納と本庄区のビニールごみの集積場として利用されており、総合的な利用をしています。なお不法投棄ごみは、軒下に集積しています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内の不法投棄に伴うごみの量は多く年間通じて活用しています。今後においても長期的な使用を前提に適切な維持管理を行っていきます。</li> <li>◆ 維持管理コストについては、水道、電気代等はかかっていますが、将来老朽化等による修繕が必要となる可能性がありますので適宜対応していきます。</li> </ul>					
所管課	住民課、和知支所				

区分	集会施設	施設数	36	延床面積	10,947㎡
対象施設					
上豊田老人憩いの家、上野老人憩いの家、新水戸老人憩いの家、新水戸児童館、下大久保老人児童センター、鎌倉生活改善センター、水戸集落センター、新水戸区公民館、蒲生区集落センター、上豊田住民センター、実勢コミュニティホール、上野住民センター、地域活動拠点施設（水原）、地域活動拠点施設（三ノ宮）、地域活動拠点施設（質美）、本庄小屋集会所、シンボル化センター、広野生活改善センター、才原生活改善センター、上栗野生活改善センター、中山生活改善センター、わち安栖里農村環境改善センター、わち林業センター、安栖里教育集会所、細谷共同集会所、出野教育集会所、西河内集落センター、塩谷集会所、大倉文化センター、担い手センター、本庄木ノ上団地集会所、市場ふれあいプラザ、仏主すこやかセンター、高齢者センター和田、竹野基幹集落センター、下大久保文化教育センター・ふれあい					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 集会施設については、その多くが行政区・集落等における公民館・集会所等として使用され、地域住民主体で管理・運営が行われています。</li> <li>◆ 光熱水費を含めた維持管理費用については、基本的には地域住民が負担をしています。町は、大規模改修等を行う際には、自治振興補助金等による支援を行っています。</li> <li>◆ 多くの施設は地域に密着した活動に活発に使用されていますが、一部、利用率の低い施設や使用実態の無い施設があり、今後の検討課題となっています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現状、施設の運営管理は地域住民が担っています。今後においても各地区の公民館・集会所として、地域住民主体により管理運営を行っていくこととします。</li> <li>◆ 現状、利用率の低い施設や使用実態の無い施設について、今後も利活用の見込みが無い場合は、地域住民との合意形成を図りながら、廃止・統合を視野に検討を行うものとします。</li> <li>◆ 将来的に施設の更新等を行う際には、施設の活用状況や、各行政区・集落等の人口の推移等を踏まえながら、地域住民主体で検討していくこととします。</li> </ul>					
所管課	総務課、瑞穂支所、和知支所、住民課、保健福祉課、農林振興課				

## 10 公営住宅

### (1) 公営住宅

区分	公営住宅	施設数	19	延床面積	12,669㎡
対象施設					
新田団地、上野団地、北垣内団地、西階団地、蒲生野団地、桧山団地、下大久保団地、三ノ宮団地、質美団地、本庄木ノ上団地、本庄木上団地、小畑団地、大倉団地、若宮団地、エスポワールわち、本庄馬森団地、本庄木下団地、篠原団地、篠原石仏団地					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管理戸数は、公営住宅96戸、特定公共賃貸住宅55戸、特別賃貸住宅14戸で耐用年数を経過している住宅も存在しています。</li> <li>◆ 修繕について、現時点では個別に対応しているためコスト高となっています。</li> </ul>					
基本方針					
◆ 現在の「京丹波町公営住宅等長寿命化計画」を実効性のある計画に見直し、適正戸数への縮減とライフサイクルコスト縮減を目的とした修繕を進めます。					
所管課	土木建築課				



## 11 その他

### (1) その他

区分	駐車場・駐輪場	施設数	4	延床面積	130㎡
対象施設					
下山駅前自転車置場、橋爪自転車置場、三ノ宮駐車場、和知駅前駐車場（※）、町営バス役場前バス停					
※：和知駅前駐車場については、建築物を伴わないため、施設数及び延床面積には含まれていません。					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 主要な駅、バスターミナルの近傍に駐車場、駐輪場が設置されています。また、平成27年度に、バス通学の中学生の利便確保等のため、中央公民館前に駐輪場を併設したバス待合所を新たに整備しました。</li> <li>◆ 特に駐輪場においては、学生を中心に一定の利用がありますが、少子化及び高校生の通学圏の広域化等により、利用者数は減少傾向にあります。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各駐輪場等は、減少傾向ではあるものの一定のニーズがあり、今後においても地域住民の利便確保のため、適切な維持管理、改修を進めていきます。</li> <li>◆ 将来的には、利用者数に対応した規模の縮小等を検討していきます。</li> </ul>					
所管課	瑞穂支所、和知支所、企画政策課				

区分	公衆便所	施設数	3	延床面積	36㎡
対象施設					
J R下山駅前トイレ、商工会館前駐車場トイレ、和知駅多目的トイレ					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公衆トイレは、丹波地区・和知地区のJ R駅前にそれぞれ1箇所と瑞穂地区の支所・J Rバス停・商店街が近接している商工会前に1箇所の計3箇所設置されています。</li> <li>◆ 和知駅多目的トイレは、人の交流や地域のにぎわいを高めるために、地域の玄関である駅の利便性の向上が不可欠であることから、平成27年度に新たに整備を行ったものです。</li> <li>◆ J R下山駅とJ R和知駅については、町の鉄道交通における玄関口であり、また、商工会前は瑞穂地区の商店街やバス停、主要公共施設が近接した場所です。各施設は、町内において比較的多くの利用ニーズが見込まれる場所に設置されています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共交通機関の利便性の向上等のために必要な施設であることから、長期的な使用を前提に、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 将来的に施設の更新等を行う際には、利用状況等を勘案し、近隣施設との集約等の可能性の検討を行います。</li> </ul>					
所管課	総務課、瑞穂支所、和知支所				

## 12 インフラ施設

### (1) 道路・橋りょう

区分	町道	施設数	702	延長	387,670m
	橋りょう		371		4,759m
<b>現状・課題</b>					
<p>◆ 町道については、平成26年度から30年度まで5ヶ年を計画期間とした舗装補修計画に基づき、路面の損傷度と路線の重要度から優先順位を設定し、計画的な舗装補修を行っています。また、ひび割れ・わだち掘れ等の損傷に適宜対応し、長期的な使用を前提に、簡易補修や大規模改修を実施しています。</p> <p>◆ 橋りょうについては、平成24年度に橋梁長寿命化計画を策定し、順次点検を行い、施設の計画的な改善・維持補修を行っています。</p>					
<b>基本方針</b>					
◆ 今後においても、個別の長寿命化計画等に基づき、施設の安全の確保や長寿命化を図るため、予防保全の観点から、施設の計画的な改善・維持補修を行います。					
所管課	土木建築課				

### (2) 林道

区分	林道	施設数	122	延長	168,494m
	橋りょう		78		504m
<b>現状・課題</b>					
<p>◆ 林道は多面的機能を有する森林の適正な整備・保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために整備された恒久的な公共施設であるため、林道管理者においては、通行の安全確保のため、定期的な点検により、維持管理工事等を実施しています。</p> <p>◆ 橋りょうについては、平成22年度に橋梁調査を行い、橋梁の損傷等を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するための効率的な改修、維持管理、計画的な架け替え等を実施しています。</p>					
<b>基本方針</b>					
◆ 今後においては、点検、診断を通じて把握された劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設ごとの更新の必要性やその費用等を勘案の上、将来必要となる維持管理・更新等に係るコストの全体像を見通しながら優先順位を検討し、計画的な取組を行います。					
所管課	農林振興課				

### (3) 河川

区分	準用河川	施設数	95	河川延長	95,575m
現状・課題					
◆ 準用河川95河川について、洪水等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するため、適正な管理に努めています。					
基本方針					
◆ 治水を通じて住民の生命及び財産の安全を確保し、水資源の有効活用、河川環境の保全等を図り、安全で暮らしやすいまちづくりに資するため、今後においても、定期的に点検や災害復旧等を行い、適正な管理を行います。					
所管課	土木建築課				

### (4) 公園

区分	公園	施設数	2	公園面積	34,568㎡
対象施設					
須知川水辺公園、須知公園					
現状・課題					
◆ 都市公園法に基づく都市公園を、平成12年度完成の「須知川水辺公園」と、平成24年度完成の「須知公園」の2施設設置しています。					
◆ 広大な面積を有し、教育施設や須知区の民家に近接していることから、夜間の安全問題等に配慮が必要であり、維持管理費が高額となっています。					
◆ 須知川水辺公園は完成後20年近くが経過しており、遊具等の施設の老朽化が進展し、使用不可となっているものもあります。					
◆ 須知公園は排水処理に問題があり、常時水溜りが発生しています。					
基本方針					
◆ 施設の安全の確保や長寿命化を図るため、予防保全の観点から、施設の計画的な改善・維持補修を行います。（除草管理、水管理、植樹管理など）					
所管課	土木建築課				

(5) 上水道施設

区分	導水管・送水管・配水管	-	-	管路延長	507,098m
	上水道施設	施設数	77	延床面積	5,563㎡
対象施設					
浄水場 42施設（うち稼動施設 27施設）、配水池 127施設（うち稼動施設 110施設）、取水場、ポンプ施設等（※） ※：建築物を伴わない構造物みの施設を含むこと等から、上水道施設の施設数とは一致しません。					
現状・課題					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 京丹波町は、旧来から宿命的な水不足に悩まされてきましたが、平成25年度に京都府事業において畑川ダムが完成したことにより、安定的な水源が確保されました。現在は、丹波・瑞穂地区と和知地区それぞれにおいて統合簡易水道事業を進め、高度処理設備の整備等を実施しており、平成29年度から上水道事業へ移行することとしています。</li> <li>◆ 統合簡易水道整備事業による施設整備に伴い停止した施設もありますが、昭和40年代後半から50年代に建設した施設を現在も活用している状況であり、老朽施設の修繕や耐震化を進め、施設の長寿命化を図っています。</li> </ul>					
基本方針					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 昭和40年代後半から50年代に建設した施設を含め長期的な使用を前提に、定期的な点検や修繕を行うことで、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>◆ 平成29年度からは上水道事業として地方公営企業法の全部適用を受け、企業会計に移行します。経営状況を分析し、効果的で効率的な建設投資により、施設の老朽化への対応や耐震化への対応を検討するとともに、安定した料金収入の確保に努め、事業経営の健全化を図ります。</li> <li>◆ 平成25年には畑川ダムからの取水も開始し、安定した水の供給が可能となったことに加え、京都縦貫自動車道の全面開通に伴い、さらなる水需要の拡大が期待されます。町関係部局と連携し、積極的な企業誘致や定住施策の推進により、料金収入の増加を図ります。</li> </ul>					
所管課	水道課				

(6) 下水道施設

区分	下水管	-	-	管路延長	188,038m
	下水道施設	施設数	20	延床面積	2,284㎡
<b>対象施設</b>					
特定環境保全公共下水道 4施設（上豊田・豊田、水戸、下山、瑞穂）、農業集落排水 15施設（須知、蒲生、富田、下蒲生、実勢、下大久保、竹野、曾根、谷安井、市場・篠原、下栗野、升谷、質美、梅田、本庄）、簡易排水 1施設（上乙見）、林業集落排水 2施設（上栗野、仏主）（※） ※：建築物を伴わない構造物のみの施設を含むこと等から、下水道施設の施設数とは一致しません。					
<b>現状・課題</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本町における平成27年度末の下水処理施設普及率は96.8%、水洗化率は88.1%の現状です。（上記対象施設以外の「合併処理浄化槽」分を含む。）</li> <li>◆ 集合汚水処理施設として、特定環境保全公共下水施設（処理計画人口：最大1,700人～最小1,200人）、農業集落排水施設（同：1,130人～110人）、林業集落排水施設（同：110人～60人）及び簡易排水施設（同：70人）の計22施設が現在稼動しています。                少子化・転出超過等による人口減少に加え、水洗トイレ等の節水型機器が各家庭で普及してきたことから、大半の処理場における施設利用率は低下傾向となっています。                また、供用開始が最も早い施設で昭和63年（1988年）、最も遅い施設で平成15年（2003年）と稼動後28年～13年経過となり、近年は処理場施設の設備機器と共に、管路施設の経年劣化が懸念されています。このため、平成26・27年度に農業集落排水施設（全15施設対象）の機能診断調査を実施したところ、一部で処理施設内水槽の劣化や機械・電気設備の発錆・腐食等が確認され、また管路及びマンホール等の経年劣化や路面陥没等の発生も散発的にありましたが、全体としては稼動に支障は出ていない状況でした。</li> <li>◆ 本町の特徴として、中山間地の地形的条件や区域内人口密度が少ないことなどから、投資コストが多くなり、施設の維持管理費においては使用料収入だけではまかなえず、一般会計繰入金からの補てんを受け運営している状況です。</li> </ul>					
<b>基本方針</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活環境の改善と公共用水域の水質保全のためには、今後も適切な汚水処理施設の整備や維持管理が不可欠です。既存施設の長寿命化に際しては、国府助成を活用した機能強化事業等の取組みや、人口減少等による処理水量の減少・施設利用率の低下に対応した省コスト化を図るため、ダウンサイジング等の新技術導入も検討していきます。</li> <li>◆ 長寿命化対策等の更新投資を計画的に実施していくため、現在5種類ある下水道事業について平成28年度から平成31年度までの間に経営の健全化が図れるよう「経営戦略」を策定します。</li> <li>◆ 上水道事業と同様、国方針として下水道事業においても地方公営企業法の法適用化が進められていることから、本町においても企業会計移行化を検討していきます。</li> </ul>					
所管課	水道課				